

「生駒市人権施策に関する基本計画（第 2 次）（案）に係るパブリックコメントの実施について」の説明資料

1 パブリックコメントの実施

＜意見の募集期間＞

平成 31 年 1 月 25 日（金）～ 平成 31 年 2 月 23 日（土）

＜意見を提出できる方＞

- ・市内に在住、在勤、在学する方
- ・当該案件に利害関係を有する方

2 生駒市人権施策に関する基本計画（第 2 次）策定 今後のスケジュール

- (1) パブリックコメント実施（平成 31 年 1 月 25 日～平成 31 年 2 月 23 日）
- (2) 人権施策審議会（平成 31 年 2 月下旬）でパブコメの報告・県の計画調整
- (3) 人権施策に関する基本計画（第 2 次）について市議会へ報告（平成 31 年 3 月議会）

3 資料

- ・「生駒市人権施策に関する基本計画（第 2 次）（案）」について意見を募集します [資料 1]
- ・生駒市人権施策に関する基本計画（第 2 次）（案） [資料 2]
- ・生駒市人権施策に関する基本計画（第 2 次）（案）概要版 [資料 3]

## 「生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）（案）」について 意見を募集します

人権教育及び人権啓発を地域であらゆる機会を通じて、総合的かつ効果的に対応するため、「生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）」を策定します。今般、生駒市人権施策審議会が計画（案）を取りまとめましたので、生駒市パブリックコメント手続条例に則り、ご意見を下記によりお寄せください。

お寄せいただいたご意見は、整理した上で公表いたします。ただし、個々のご意見に直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

<p>政策等の案</p>	<p>「生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）（案）」</p> <p>○案の公表場所 市役所（3階人権施策課、3階市政情報コーナー）、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTA はばたき、図書館、たけまるホール、コミュニティセンター（生駒セイセイビル内）、南コミュニティセンターせせらぎ市ホームページ（<a href="http://www.city.ikoma.lg.jp/">http://www.city.ikoma.lg.jp/</a>）</p>
<p>意見の募集期間</p>	<p>平成31年1月25日（金）～平成31年2月23日（土）</p>
<p>意見を提出できる方</p>	<p>① 市内に住所を有する方 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方 ④ 市内に存する学校に在学する方 ⑤ 当該案件に利害関係を有する方</p>
<p>意見の提出方法</p>	<p>別紙の「意見・情報提出書」（別の様式でも可能です）に</p> <p>① 案件名 ② 住所 ③ 氏名 ④ 「生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）（案）」へのご意見を明記の上、</p> <p>① 窓口へ持参 ② 郵送 ③ ファクス ④ 市ホームページ</p> <p>のいずれかで、人権施策課までご提出ください。 詳しくは当該意見募集ページをご覧ください。 ※電話によるご意見には対応することができません。</p>
<p>意見の提出先</p>	<p>○持参 生駒市役所人権施策課（3階32番窓口） 平日8:30～17:15</p> <p>○郵送 〒630-0288 生駒市東新町8番38号 生駒市役所 人権施策課 宛</p> <p>○ファクス 0743-74-9100（生駒市役所 人権施策課 宛）</p> <p>○ホームページ <a href="http://www.city.ikoma.lg.jp/">http://www.city.ikoma.lg.jp/</a></p>
<p>いただいた意見への対応</p>	<p>・提出された意見の概要と意見に対する人権施策審議会の考え方を、上記公表場所、市のホームページで公表します。 ・提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。</p>

# 生駒市人権施策に関する 基本計画（第2次）（案）

2019（平成31）年3月

生 駒 市



<b>第1章</b>	<b>基本的な考え方</b>	<b>1</b>
1	基本計画策定の趣旨と背景	1
2	人権施策に関する動向	2
	(1) 人権に関する国際的な状況	2
	(2) 国の取り組み	3
	(3) 県の取り組み	3
	(4) 生駒市の取り組み	3
3	基本計画策定の方針	4
	(1) 基本的人権の尊重	4
	(2) 現状及び課題	4
	(3) 方針	4
4	基本計画の性格	5
5	計画の基本理念	5
6	計画の体系	7
7	取り組みの目標	8
<b>第2章</b>	<b>人権施策の推進方向</b>	<b>12</b>
1	人権教育・啓発の推進	12
2	相談・支援の充実	24
3	ボランティア活動への支援	29
<b>第3章</b>	<b>分野別人権施策の推進</b>	<b>33</b>
1	女性	33
2	子ども	38
3	高齢者	44
4	障がい者	49
5	同和問題	54
6	在日外国人	59
7	犯罪被害者とその家族	64
8	インターネット等による人権侵害	67
9	LGBTなどの性的少数者	70
10	さまざまな人権問題	73
<b>第4章</b>	<b>基本計画の推進</b>	<b>74</b>
1	推進体制	74
2	関係機関・団体との連携	74
3	フォローアップ	74





# 基本的な考え方

## 1 基本計画策定の趣旨と背景

20世紀は、科学技術の急速な発達によって、人類が多くの利便性を享受し、未来に夢を育んだ世紀でした。しかし同時に、二度にわたる世界大戦をはじめとして、さまざまな戦争や紛争が世界各地で勃発し、多くの尊い人命が失われたばかりか、さまざまな人権侵害が起きた世紀でもありました。

このような痛ましいできごとへの反省から、1948（昭和23）年の第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、これを契機として、各種の人権関係条約の採択や国際年の設定など、人権確立に向けたさまざまな取り組みが進められてきました。

こうした人権を巡る国際的な流れのなかで、国においても「人種差別撤廃条約」をはじめ人権に関する各種条約の批准や諸制度の整備が図られるとともに、「人権教育のための国連10年」国内行動計画や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定など、さまざまな人権問題の解決に向けて取り組みが行われています。

また、2016（平成28）年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のいわゆる人権三法が施行され、人権に関する取り組みが一層重要となっています。

「人権の世紀」といわれる21世紀を、真の「人権の世紀」とするために、あらゆる人々の人権が尊重される社会をめざし、その役割を積極的に果たしていくことが今、私たちに求められています。

本市もこうした国際社会の動きや国・県の動向を踏まえ、豊かな人権文化の創造という「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画の理念を引き継ぎ、これを一層推進するため、人権施策の基本指針として本基本計画（第2次）を策定するものです。

## 2 人権施策に関する動向

21世紀は「人権の世紀」といわれています。20世紀において、人類は2度にわたる世界大戦を経験し、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になっています。こうしたことから、各種人権関係条約の採択や国際年の設定など人権確立に向けた取り組みが行われています。以下主な動向を記載しました。

### (1) 人権に関する国際的な状況

- ・1948（昭和23）年12月10日、国際連合（以下「国連」という。）総会において「世界人権宣言」が採択
- ・1966（昭和41）年「国際人権規約」が国連総会で採択され、日本は1979（昭和54）年批准

（A 規約 社会権規約 人権に関する多国間条約である経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、B 規約 自由権規約 市民的及び政治的権利に関する国際規約）

上記の各種の宣言などによって、文化の違いを越えて、人権の擁護と確立を求める動きが国際的に広がってきました。

また、人権教育のための決議や計画の策定が以下のとおり図られています。

- ・1994（平成6）年「人権教育のための国連10年」の国連決議
  - ・2004（平成16）年「人権教育のための世界計画」の国連決議による継承
- 第一段階（2005（平成17）年～5年間）：初等・中等学校制度における人権教育の推進
- 第二段階（2010（平成22）年～5年間）：高等教育のための人権教育と教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権教育の推進
- 第三段階（2015（平成27）年～5年間）：メディア専門家、ジャーナリストへの人権教育の推進期間中

## (2) 国の取り組み

- ・1997（平成9）年7月「人権教育のための国連10年」の決議をふまえ、「人権教育に関する国内行動計画」を策定
- ・2000（平成12）年12月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定
- ・2002（平成14）年3月「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定

### ○主な人権関係法の整備や改正

- ・2000（平成12）年11月「児童虐待の防止等に関する法律」が制定
- ・2001（平成13）年9月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定
- ・2005（平成17）年10月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定
- ・2013（平成25）年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定（障害者差別解消法）
- ・2016（平成28）年6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が制定
- ・同12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定（部落差別解消推進法）

## (3) 県の取り組み

- ・1997（平成9）年3月「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」を公布
- ・2001（平成13）年3月「人権教育推進プラン（学校教育編）」を策定
- ・2002（平成14）年3月「人権教育推進プラン（社会教育編）」を策定
- ・2004（平成16）年3月「奈良県人権施策に関する基本計画」を策定
- ・2008（平成20）年2月「人権教育の推進についての基本方針」を策定
- ・2019（平成31）年3月「奈良県人権施策に関する基本計画」を改定予定

## (4) 生駒市の取り組み

- ・1994（平成6）年12月「生駒市人権擁護に関する条例」を制定
- ・2001（平成13）年8月「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画を策定
- ・2005（平成17）年12月「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定
- ・2019（平成31）年3月「生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）」を策定

### 3 基本計画策定の方針

生駒市人権施策に関する基本計画策定にあたり、基本的人権の尊重、近年の人権をめぐる動向、現状及び課題を踏まえます。

#### (1) 基本的人権の尊重

日本国憲法では、誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための、すべての人に平等な権利を保障しています。

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利です。

#### (2) 現状及び課題

国の内外を問わず、社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行等により、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題、外国人への事実に基づかない偏見や差別などが社会問題化しています。

人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など多岐にわたり、生駒市においても現実には発生しています。

近年では、スマートフォンなどの普及により、情報発信が迅速に行えるようになった一方で、SNS等を利用した誹謗・中傷やLGBTなどの性的少数者などの、新たな人権問題も生じています。

#### (3) 方針

2018(平成30)年に実施した生駒市人権に関する市民意識調査結果においては、人権意識が市民の中に定着してきておりますが、誤った認識に基づく差別や偏見もみられ、不十分なところがあり、人権侵害を受けたと回答した人が減少していない状況です。SNSの普及により、インターネットの利用がさらにすすみ、人権侵害の認識がなくても人権問題になってしまう事例も増加しており、急激に変化する社会的背景をふまえ、人権教育及び人権啓発を推進することが必要です。

基本計画策定においては、国・県の動向や、生駒市総合計画等の上位計画、「地域共生社会<sup>※</sup>」の考え方を踏まえ、人権教育及び人権啓発を、地域でのあらゆる機会を通じて、総合的かつ効果的に行うため、「生駒市人権施策に関する基本計画(第2次)」を策定します。

※地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超える中で、かつ、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野も超えて『丸ごと』つながることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

## 4 基本計画の性格

生駒市人権施策に関する基本計画策定にあたり、6つの性格を踏まえます。

- ① 「生駒市人権擁護に関する条例」を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策の方向性を示し、個別の人権施策の方向性を明らかにし、様々な施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- ② 国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「奈良県人権施策に関する基本計画（改定中）」の趣旨を生駒市の人権施策に反映させます。
- ③ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第5条に対応する計画と位置付けます。
- ④ 本市の上位計画である「第6次生駒市総合計画」との整合性を図ります。
- ⑤ 本計画の期間は、2019（平成30）年度から2028（新元号10）年度までの10年間とします。（社会経済情勢により必要に応じて見直しを行います。）
- ⑥ 人権啓発、人権教育、人材育成及び各人権施策分野ごとに成果目標を設定します。

## 5 計画の基本理念

生駒市人権施策に関する基本計画では、旧計画の基本的な考え方を踏襲し、「地域共生社会」の考え方をふまえ、誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合う人権尊重のまちをめざします。

[ 基本理念 ]

**多様性を認め合い、つながり、  
個人が尊重される共生社会の実現  
豊かな人権文化の創造**



生駒市人権施策に関する基本計画（旧計画）では、女性、男性、子ども、高齢者、障がいのある人、障がいのない人、日本人、外国人など誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合うこと、人権が市民の一人ひとりの思考や行動の価値基準として根差すことをめざしてきました。

本計画では、旧計画の基本的な考え方は踏襲しながら、以下の3つの視点を踏まえて、人権尊重のまちづくりをめざします。

- ① 毎月11日の「人権を確かめあう日」の設定や、人権教育講座・研修会の実施等の人権教育・啓発の推進、人権相談の充実、ボランティア活動に対する支援を実施しており、新たな人権問題にも対応し、今後も市民一人ひとりが人権意識の高揚をめざします。
- ② 効果的な人権教育・啓発の実施、人権侵害の潜在化に対する状況把握、迅速な対応ができる体制の整備を行います。
- ③ 「地域共生社会」の考え方を踏まえ、市民が日ごろの生活の中で地域の問題に関心を持ち、支え合い、理解し合いお互いを尊重し合うまちの実現に向け、人権意識の高揚を促進します。

## 6 計画の体系

計画の基本理念をふまえ、以下の3つの人権施策の推進方向のもと、分野別人権施策の推進を図ります。

基本理念

多様性を認め合い、  
つながり、個人が尊重される共生社会の実現  
豊かな人権文化の創造

### (1) 人権施策の推進方向

- 人権教育・啓発の推進（学校教育、社会教育）  
：家庭教育、地域での交流促進（高齢者、障がいのある人、子ども、外国人など）  
事業所に対する啓発（パワハラ、マタハラなど）
- 相談・支援の充実  
：相談体制の充実（総合相談体制、人材の育成・確保）
- ボランティア活動への支援



### (2) 分野別人権施策の推進

- 女性
- 子ども
- 高齢者
- 障がい者
- 同和問題
- 在日外国人
- 犯罪被害者とその家族
- インターネット等による人権侵害
- LGBTなどの性的少数者
- さまざまな人権問題

## 7 取り組みの目標

### 1 人権教育・啓発の推進

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
人権教育地区別懇談会の開催地区数(地区)	11 (2017(平成29)年度)	83 (2023(新元号5)年度)
講演会等に参加者の数(人)	2,194 (2017(平成29)年度)	10,000 (2023(新元号5)年度)
人権教育講座「山びこ」の延参加者数(人)	862 (2017(平成29)年度)	2,000 (2028(新元号10)年度)
自分が人権侵害を受けた割合(%)	14.3 (2018(平成30)年度)	7.1 (2028(新元号10)年度)

### 2 相談・支援の充実

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
人権関係の相談延件数(件)	651 (2017(平成29)年度)	7,000 (2028(新元号10)年度)
子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)相談者数(人)	83 (2017(平成29)年度)	85 (2023(新元号5)年度)
人権侵害を受けた場合の市担当者や人権擁護委員に相談した割合(%)	3.6 (2018(平成30)年度)	7.2 (2028(新元号10)年度)

### 3 ボランティア活動への支援

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
日本語学習支援ボランティア養成講座延受講者数(人)	27 (2017(平成29)年度)	200 (2023(新元号5)年度)
国際化ボランティアの延登録者数(人)	35 (2017(平成29)年度)	100 (2028(新元号10)年度)

## 【施策の取組目標】

### (1) 女性

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
男女共同参画啓発講座等の開催数(件)	64 (2017(平成29)年度)	180 (2024(新元号6)年度)
市の附属機関等の女性委員の割合(%)	31.0 (2017(平成29)年度)	40.0 (2024(新元号6)年度)
男女ともに、働きながら家事・子育て・介護などを両立できる環境の整備ができていない割合(%)	59.8 (2018(平成30)年度)	29.9 (2028(新元号10)年度)

### (2) 子ども

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
子ども・若者総合相談窓口(コースネットいこま)相談者数(人)	83 (2017(平成29)年度)	85 (2023(新元号5)年度)
「全国学力・学習状況調査」の中の「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の質問に「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合(%)	小学6年生 97.3 中学3年生 93.8 (2018(平成30)年度)	小学6年生 100 中学3年生 100 (2023(新元号5)年度)
教育相談室での相談件数(件)	1,157 (2017(平成29)年度)	1,200 (2023(新元号5)年度)

### (3) 高齢者

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
認知症サポーター養成人数(人)	7,443 (2017(平成29)年度)	11,898 (2023(新元号5)年度)
認知症カフェの数(箇所)	110 (2017(平成29)年度)	152 (2023(新元号5)年度)
相談支援実施件数(件)	7,451 (2017(平成29)年度)	7,600 (2023(新元号5)年度)
家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない割合(%)	44.1 (2018(平成30)年度)	22.0 (2028(新元号10)年度)

#### (4) 障がい者

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
あいサポーター養成人数(人)	1,042 (2017(平成29)年度)	1,600 (2023(新元号5)年度)
国・県等の指針に基づくアクセシビリティ対応のホームページの運営	JISX8341-3:2010の 等級AAに一部準拠 (2017(平成29)年度)	JIS X 8341-3:2010の 等級AAに準拠 (2020(新元号2)年度)
相談支援実施件数(件)	17,328 (2017(平成29)年度)	17,900 (2023(新元号5)年度)
障がいのある人に対する人々の理解が十分でない割合(%)	59.2 (2018(平成30)年度)	29.6 (2028(新元号10)年度)

#### (5) 同和問題

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
差別的な言動やうわさ話の割合(%)	26.0 (2018(平成30)年度)	13.0 (2028(新元号10)年度)
地域交流事業等への延参加者数(人)	1,344 (2017(平成29)年度)	15,600 (2028(新元号10)年度)

#### (6) 在日外国人

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
日本語学習支援ボランティア養成講座延受講者数(人)	27 (2017(平成29)年度)	200 (2023(新元号5)年度)
日本語教室の学習者数(人)	1,203 (2017(平成29)年度)	9,000 (2023(新元号5)年度)
国際化ボランティアの延登録者数(人)	35 (2017(平成29)年度)	100 (2028(新元号10)年度)
外国の生活習慣や文化等の違いへの理解不足により、地域社会の受け入れが十分でないこと(%)	33.6 (2018(平成30)年度)	16.8 (2028(新元号10)年度)

#### (7) 犯罪被害者とその家族

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
マスコミ等の取材で平穏な私生活が保てなくなること(%)	53.3 (2018(平成30)年度)	26.6 (2028(新元号10)年度)
犯罪被害者等支援条例の制定	未制定 (2018(平成30)年度)	制定 (2028(新元号10)年度)

## (8) インターネット等による人権侵害

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
情報発信者が特定されないため、無責任な発言を行うこと (%)	44.1 (2018(平成30)年度)	22.1 (2028(新元号10)年度)

## (9) LGBTなどの性的少数者

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
同性パートナーシップ制度の制定	未制定 (2018(平成30)年度)	制定 (2028(新元号10)年度)
職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること (%)	32.0 (2018(平成30)年度)	16.0 (2028(新元号10)年度)
差別的な言動をされること (%)	32.0 (2018(平成30)年度)	16.0 (2028(新元号10)年度)



## 人権施策の推進方向

### 1 人権教育・啓発の推進

#### 現状と課題

人権の意識を身につけていくためには、学校において、児童、生徒の発達段階に応じて、社会性や豊かな人間性を育む教育が実施されることが必要です。また、社会教育においては、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージにおけるあらゆる機会に、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。

2018（平成 30）年に実施した生駒市人権に関する市民意識調査結果によると、「人権」ということについて「非常に身近に感じる」と「身近に感じる」を合わせた「身近に感じる」の割合が 38.8%と前回調査に比べ、8.3 ポイント増加しており、人権に関する意識が高くなっています。

一方で、最近 1 年間で人権問題の講演会や研修会に参加したことがない人の割合が 42.0%と前々回調査に比べ、12.6 ポイント減少しており、市民の人権問題に対する関心度が、理解への積極的な行動につながっていない状態であり、より効果的な啓発活動を展開することが必要です。

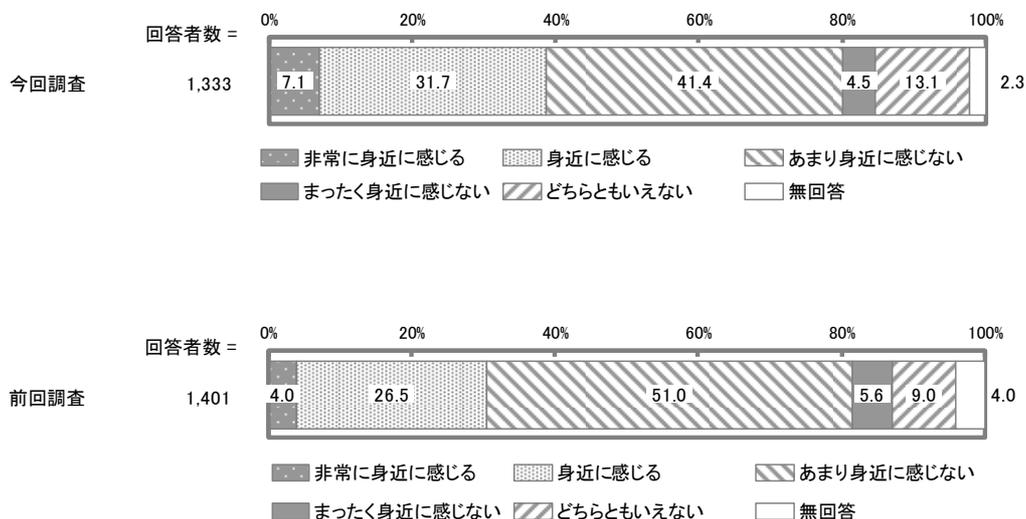
人権に関する市民意識調査によると、人権が尊重される社会を実現するために重要な取組について「保育所・幼稚園・学校での人権教育を充実する」の割合が 46.8%と最も高く、次いで「幼児期から思いやりの心を育むなど、家庭における教育を充実する」の割合が 44.8%となっており、人権教育においては、幼いころから園や学校、家庭での教育への期待が高くなっています。また、人権学習を深めるための重要な支援について「学校等教育の場で当事者の話を聞いたり交流を深める」の割合が 54.1%と最も高く、次いで「学習講座や場の提供を充実する」の割合が 24.6%、「身近な地域で話が聞けるように出前講座を開催する」の割合が 23.3%となっており、当事者との交流や学習の場を求める市民が多くなっています。

市では、人権教育図書の配布、伝え合う力の育成事業などで児童・生徒への人権教育を進めるとともに、市民を対象とした人権講演会や研修会等の開催、地区別懇談会を通じて、幅広く人権学習の機会を設けています。

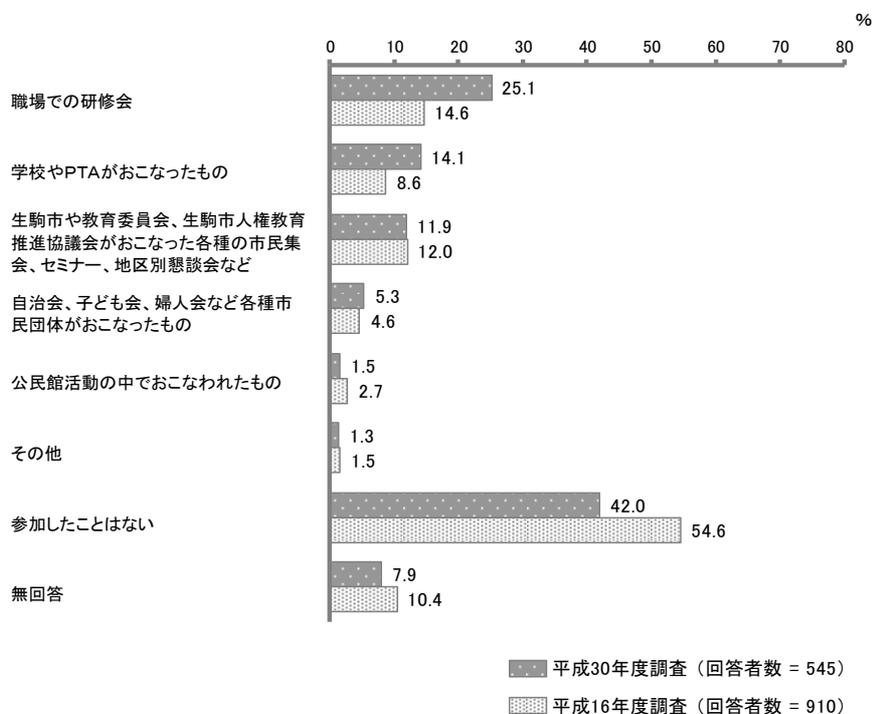
今後も、幼いころから人権教育や様々な立場の人々との交流等の機会を通じて人権尊重意識を高めていくことが必要です。

また、市民一人ひとりが、人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念が日常生活の中にいきづく、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発を効果的に行っていくことが重要です。

### 「人権」を身近に感じるかについて

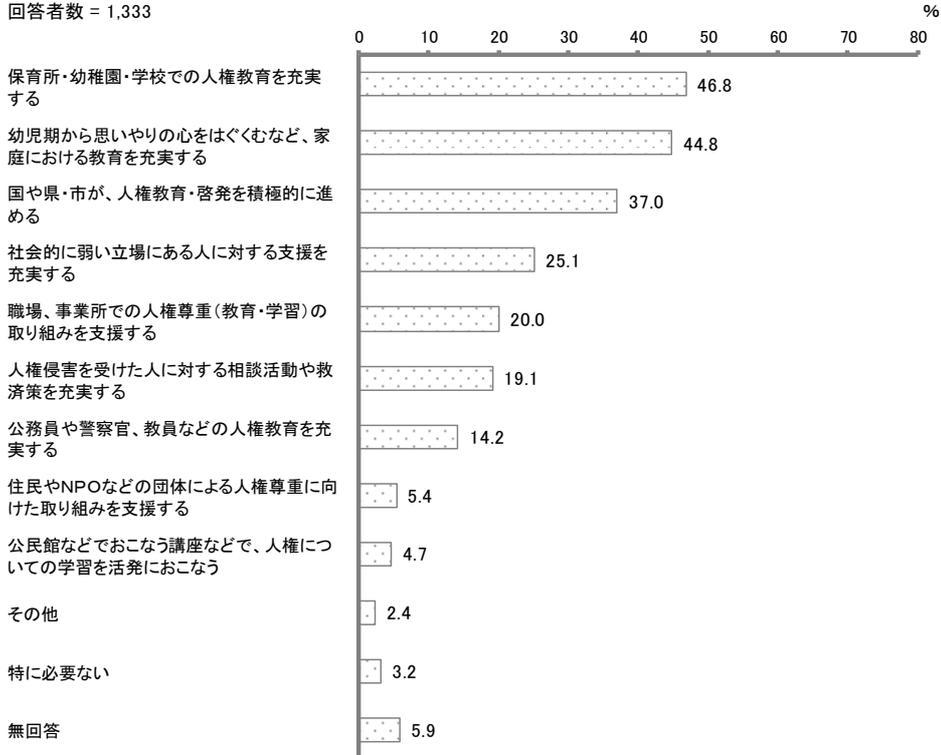


### 最近1年間での人権問題の講演会や研修会の参加状況



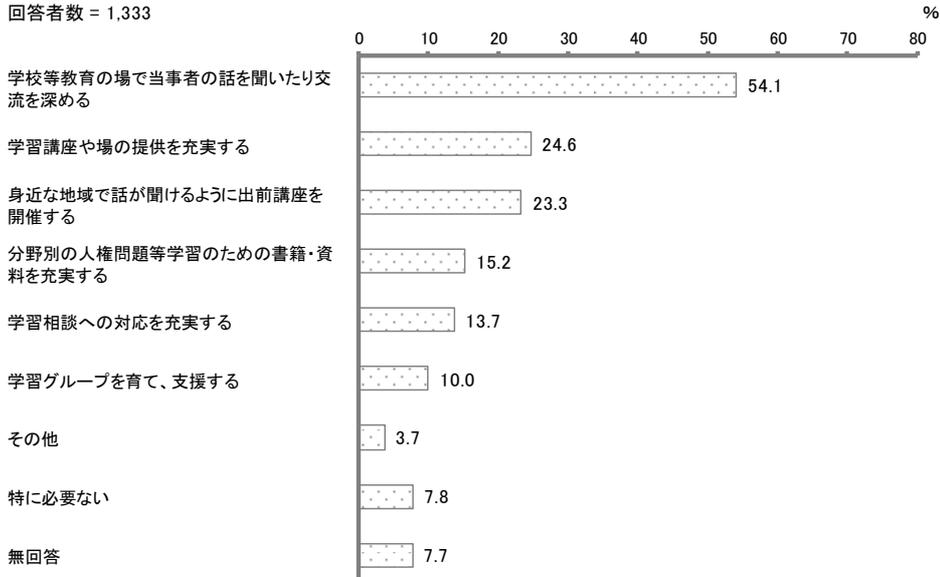
## 人権が尊重される社会実現のための取り組みについて

今回調査  
回答者数 = 1,333



## 人権学習を深めるための支援について

今回調査  
回答者数 = 1,333



## 方向性

### 1 人権教育・啓発の推進

市民が生涯を通じ、家庭・地域社会、学校、職場その他のさまざまな場において、人権尊重の精神に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習の場を保障しその充実に努めます。

また、人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の精神についての理解が深まっていくことから、これら2つの視点からの取り組みを視野において総合的な推進に努めます。

#### (1) 人権教育の推進

生涯学習の視点に立って、それぞれのライフステージに応じ、学校教育と社会教育との相互連携を図り推進します。

##### ① 学校教育

日本国憲法、教育基本法、国際人権規約及び児童の権利に関する条約等の精神に則り、さらに2005（平成17）年から段階を追って実施されている「人権教育のための世界プログラム」の進展も視野に入れ、すべての教育活動を通して子どもの発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育を推進します。

また、「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画の理念を踏まえ、2001（平成13）年に奈良県教育委員会が策定した「人権教育推進プラン」の基本的視点に沿って、具体的な取り組みを進めます。

今日、子どもを取り巻く社会状況は大きく変化し、子どもの問題行動の一因として社会性の欠如や自立の遅れを指摘する意見が提起される一方、いじめ、家庭における児童虐待など、子どもの人権を侵害する事象も発生しています。また、不登校や高校中途退学者の問題など、教育保障の観点から取り組まなければならない課題も存在しています。

こうした状況から、学校教育においては、これまでの人権教育の成果を生かしながら、一人ひとりの子どもが人権の意義や内容、重要性について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること（命の教育）」ができるようになり、日常生活のさまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動として現れるようにしていくことが求められています。

そのためには、学校教育活動全体のなかで自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを子ども自身が感じ取ることができるようにしなければなりません。

また、家庭・地域・社会のあらゆる場においても、人権が尊重される必要があることを

子どもたちが認識することや国際化が進む今日、多様な国籍・民族と文化を持った人々の人権を大切にすることを一層必要となってきます。

#### ア 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育は、他人と協調し、思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むことが重要であり、学校教育におけるすべての教育活動を通して推進されなければなりません。

そのため、子どもたちが安心して楽しく学ぶことができる環境づくりに努め、人権についての学習を充実させるとともに、各教科等においても人権を尊重する人間の育成に向けた取り組みを積極的に進めます。また、子どもたちが自他の人権や命の大切さについての理解を深め、主体的に考え論議し、行動につなぐことができるよう生活の場をテーマとした参加や体験を重視した学習を取り入れるなど、指導方法の改善・充実に努めます。

また、不登校の子どもへの積極的な支援を行うため、スクールカウンセラーの活用や教育相談、適応指導教室等の充実に努めます。

さらには、人権教育の視点に立った適切な情報社会に参画する態度等の育成に努めます。

#### イ 学びの習慣化と基礎学力の充実

「教育を受けること自体が人権」という認識のもと、学習権の保障につながる基礎学力を充実し、すべての子どもたちに学ぶ楽しさと意義を感得させ、意欲を喚起し、学ぶ習慣を身につけさせるとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導に努めます。

#### ウ 実践的研究の推進と学習資料の充実

学校・園で、地域や子どもたちの実態に即した取り組みが進められるよう推進体制や実践的研究等について情報収集や調査研究を行い、人権教育指導資料の充実に努めます。

#### エ 指導体制の充実

学校・園で人権教育に取り組む際には、人権に関わる概念や人権教育がめざすものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解し、組織的・計画的に進めることが肝要です。また、人権教育を豊かに展開するためには、すべての教職員が確かな人権意識・感覚をもち、それぞれの力量を生かしながら積極的に取り組むことが必要です。その指導体制充実のため、教職員の資質向上を図るための研修を行うなど、充実を図ります。

## オ 学校・家庭・地域が一体となった人権教育の推進

人権尊重の精神や態度は、幼いころの家庭教育に始まり、保育園・幼稚園・こども園、さらには小学校から中学校にかけての教育、地域社会とのかかわりのなかで養われます。そのため、より社会性や豊かな人間性を育むために、保・幼・小・中学校間における校種間連携を一層充実し、交流活動を活性化させます。

地域に開かれた学校・園づくりを充実発展させるための「学校創造推進事業」によって 地域との連携を深め、子どもたちがさまざまな人たちから見守られ共に活動していく機会を増やしていくよう努めます。

さらに、地域でのボランティア活動や職業体験活動、自然体験・芸術文化体験・高齢者や障がい者等との積極的な交流等、多様な体験活動の機会の充実を図り、子どもたちが、主体的・意欲的に人権について学習し、行動する力を身につけることができるよう、これまで以上に地域の関係団体や関係機関との連携を密にし、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の推進に努めます。

また、家庭や地域社会と連携した子育て支援を展開し、保育園・幼稚園・こども園が地域の子育て支援活動や幼児教育のセンターとしての役割が果たせるよう、その機能の充実に努めます。

## ② 社会教育

すべての人々の人権が真に尊重され、だれもが自己実現を図り、夢をもって生き生きと生活できる人権尊重のまちづくりをめざします。

家庭・学校・地域は、人と人との出会いを通しより良い生き方を学ぶ大切な教育の場であるとともに、学んだことを実践する場でもあります。

本市においては、これまでの同和教育・啓発活動により、一人ひとりの人権意識を高め、人権を大切にする社会づくりへとつなげ一定の成果をみてきました。

しかし、依然として部落差別をはじめさまざまな人権問題が存在し、近年の社会の変化のなかで新たな人権の課題も発生しています。

一人ひとりの人権が尊重され、市民が安心して楽しく暮らし、互いに支え合うことのできる豊かな人間関係が存在する地域コミュニティの創造のためには、他の人の立場に立って考えられる想像力や共感的に理解する力、考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し合い分かり合うためのコミュニケーション能力を培うことの重要性を一人ひとりの市民が自覚し実践していくことが大切です。

また、今日、社会がグローバル化するなかで、多様な文化をもった人々との共生や一人ひとりの個性や違いを認め尊重する主体的な取り組みが求められています。

未来の担い手としての子どもたちに関する取り組みについては、家庭教育の充実にめ

ざしたこれまでのさまざまな取り組みにより市民の関心も徐々に高まってきましたが、まだ十分とは言えない状況にあります。また、核家族化や少子化等、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家族のふれ合いが希薄になっていると言われていています。そのなかで、児童虐待をはじめ子どもの人権を取り巻く状況には依然として厳しいものがあり、生命の尊さを大切にす心や人権を尊重する主体的な力を育てていくことが重要な課題になっています。そのため、家庭・学校・地域がより連携を図りながら、子育て支援を展開する必要があります。

また、地域の実情を踏まえた人権教育を推進するため、地域社会におけるさまざまな機会を活用し、地域の生活課題と人権問題を効果的に結びつけながら、体系的・計画的に多様な手法を整えて学習を進める必要があります。そのためには、人権文化センターや生涯学習施設等を拠点として、行政はもとより社会教育関係団体やNPO等との広範な人権教育推進のネットワーク化を進めることも必要です。

#### ア 家庭教育の充実

人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実のため、家庭教育支援を教育行政の重点課題の一つとして施策の深化を図ります。

また、子育ての支援については、講座などを開催するとともに、保育園・幼稚園や生涯学習施設等が地域社会の子育てを支援する場として、親子の共同体験・親同士の交流や情報交換・なかまづくりを推進し、その役割が果たせるよう機能の充実に努めます。

#### イ 人権教育推進のための指導者の育成

身近な人権侵害に気づき、その解決に向けて学習者・住民とともに歩むことができるリーダーの確保と養成のために人権教育講座「山びこ」を実施していますが、市内外の各関係機関・団体等が実施する講座や研修会とも連携しながら事業の充実に努めます。

#### ウ 主体的で多様な学習機会の提供

市民の「人権について学びたい」というニーズに応えるため、身近なところで学習できる場や機会を設ける必要があります。そのため、自治会館や人権文化センター、生涯学習施設等の施設においてさまざまな学習を展開するとともに、学習機会の情報や視聴覚教材貸出情報、効果的な学習方法、指導者の紹介などについての情報提供を行い、市民が主体的に学べるように努めます。

また、自治会選出の人権推進委員対象の研修会、地区別懇談会、いこま寿大学をはじめとした事業等の機会を通じ、多様な人権教育学習を実施するとともに、「じ

んけんひろば」等の事業を展開し、広く市民が人権について学び、参加できる機会の保障に努めます。

## エ 効果的な教材の開発と活用

対象者の年齢や意識等に配慮し、市民に親しみやすいテーマを取り上げ、分かりやすい表現を用いたりするなど、効果的な教材の開発と整備に努めます。

また、具体的な人権学習の内容の充実を図り、日常生活での実体験や地域活動・市内各種団体の活動成果等を題材に、地域の生活課題を踏まえた学習プログラムを設定し、「人権パンフレット」等の生駒市独自の教材の創造と活用に努めます。

また、フィールドワークやワークショップ等の参加体験型学習を、より積極的にとり入れるとともに、現地学習をはじめ、絵画・音楽・演劇・映画等の芸術面や、環境・ボランティア・新聞やメディア等の多様な視点から人権を学ぶ手法を創造し、県や他市町村、関係機関・団体等が作成・開発した教材との有効な活用を図ります。

## オ 地域が一体となった人権教育の推進

人権教育の視点に立った、人と人、人と集団、集団と集団のさまざまな出会いと交流の場を設け、豊かな人間関係の構築に努めます。

また、生駒市人権教育推進協議会等の研究団体、市内に組織されている人権教育に関わる関係機関・団体やNPO等の民間団体と地域の高齢者、障がいのある人、子どもや外国人との連携により、地域ぐるみで人権教育を推進することができるよう、その支援に努めます。さらに、県や他市町村、民間の社会教育施設、生涯学習施設、社会福祉施設等との連携を進め、地域が一体となった人権教育を推進する機能が充実されるよう努めます。

## (2) 人権啓発の推進

### ① 市民への人権啓発

市民一人ひとりが、人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに自分の身近な問題として捉え直し、多様な価値観や考え方を受け止め、考え話し合っ問題解決する技能を培い、これを日常の態度として身に付けることができるよう、多様な学習機会の提供や効果的な手法などによる啓発活動を推進します。

本市ではこれまで、同和問題をはじめさまざまな人権問題に関して、広報紙や冊子、情報誌、ポスター、HP等を使った啓発のほか、「人権を確かめあう日」や「差別をなくす強調月間」、「人権週間」等の機会を捉え、講演会、研修会、子ども映画会、街頭啓発、パネル展などの啓発活動を実施してきました。

さまざまな啓発活動によって市民の人権尊重の意識は一定高まってきていますが、その反面、「人権とはむずかしいもの、自分とは関係のない差別されている人々の問

題」という意識をもっている人も少なくありません。2018（平成30）年に実施した「人権に関する市民意識調査」でも「人権問題の理解を深めるための読書や学習の意向」について「その気持ちはない」という回答が26.0%もあり、そのうちの84.4%は、「特に関心があるわけではないので」と答えています。

このことを踏まえ、今後の人権啓発にあたっては、身近な課題を取り上げるなど、人権問題への市民の興味や関心を喚起し、一人ひとりが自分の問題として受けとめて、人権課題の解決に向けた実際の行動に結び付くものとなるよう効果的な手法で行なわなければなりません。

さらには、人権の尊重が自分の幸福や自己実現と深くかかわる課題として日常生活に根付いたものとなるよう、これまでの啓発内容を充実しつつ継続的に実施するとともに、マンネリ化を招かないよう啓発の内容やその手法に工夫を加えるなど、効果的な啓発活動を実施する必要があります。

#### ア 学習機会の提供

現代の人権課題は、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人、インターネット、ハラスメントなど職場での問題、犯罪被害者とその家族の人権、LGBTなどの性的少数者のほか非正規雇用などの雇用形態の問題、ワーキング・プアの問題、生活保護に関する問題、刑を終えて出所した人とその家族に関する問題、北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災や福島第1原子力発電所事故に関する人権問題、HIV感染者やハンセン病患者・元患者の人権、労働者の人権、個人情報保護など多岐にわたっており、市民の希望する学習内容はさまざまです。

これらの学習ニーズに応え、市民自らが自発的に参加できるようさまざまな学習機会の提供に努めるとともに、音楽や演劇、映画、フィールドワーク、ワークショップ等を活用するなど、画一的な内容や方法にとらわれることなく啓発活動を進めていきます。

また、人権啓発活動は地域社会、学校、職場などで多くの人々や関係機関・団体によっても取り組まれてきました。今後も学校・園、家庭、地域社会において市民の自発的な人権学習が行われるよう学校教育施設、図書館や生涯学習施設、また自治会館などの公共施設と連携を図り、住民にとって身近な地域で気軽に学習に取り組むことができるための学習の機会を広めます。

#### イ 多様な啓発媒体の活用と啓発機会の拡大

より多くの市民に人権に関する情報を提供し、人権尊重の重要性を伝えるためには多様な啓発媒体の活用と啓発機会の拡大を図ることが必要です。

現在の啓発媒体としては、広報いこまちをはじめ、インターネットのホームペー

ジヤツイッター、ポスター、リーフレット等があり、これらを利用した効果的な啓発に努めるとともに、KCN（近鉄ケーブルネットワーク）や奈良テレビ放送等のメディアを積極的に活用していきます。なお、インターネットについては、高齢者や障がい者、また在日外国人も含め、だれもが分かりやすく使いやすいホームページをめざし、Webアクセシビリティ（情報がきちんと伝わり、機能やサービスが利用できること）の向上に努めます。

また、「人権を確かめあう日」や「差別をなくす強調月間」、「人権週間」のほか、学校行事や市の各種イベントなど多くの啓発機会を捉え、幅広く情報提供と啓発活動を進めます。

#### ウ 関係機関・団体等との連携

人権啓発を進めるにあたっては、法務局や県、他市町村との連携が大切であり、協力体制を一層充実することが必要です。また、人権擁護委員や生駒市人権教育推進協議会、NPO、ボランティアなどの民間団体、事業所とも連携し人権啓発に必要な情報交換を行うとともに、啓発活動の強化を図ります。

#### ② 事業所への人権啓発

事業所が社会的責任を自覚し、就職の機会均等を保障した公正な採用と社会の構成員として人権に配慮した対応が図られるよう一層啓発に努めます。

事業所は、地域社会の文化や生活に大きな影響力をもっており、さまざまな社会的貢献とともに自らの事業所活動に対して人権上の配慮を行う社会的責任が求められています。また、事業所で働く人々も地域社会の一員であることから、事業所とそこに働く人々は差別のない職場づくりと人権を大切にしたい住みよい社会づくりに努め、地域社会と共存共栄することを大切にしなければなりません。

本市では、事業所における人権問題について正しい理解と認識を深めるため、生駒市人権教育推進協議会が設置され、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決をめざし、事業所内啓発や就職の機会均等を図るための研修や研修教材の提供などの取り組みが行われています。

「人権問題に関する市民意識調査」では、最近1年間における人権問題の講演会や研修会に参加したものは、「職場での研修会」が25.1%と最大値となっています。

また、職場内ではパワーハラスメント、マタニティハラスメントなどさまざまな人権に関わる問題を抱えており、さらなる事業所内の人権啓発・教育の取り組みと支援が求められています。

#### ア 事業所及び事業主等への啓発

すべての人々の就職の機会均等が確保されるよう事業所に対して啓発を行います。

特に、ハラスメントなどによる差別や人権侵害等の解決を図り、就職の機会均等、雇用の安定を進めるためには、従業員を採用・選考に最も影響力をもつ事業主等が人権問題について正しく認識、理解することが極めて重要であることから、事業主等への啓発にも努めます。

#### イ 事業所内人権研修への支援

ハラスメントなどのさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、事業所内研修推進の支援に努めます。さらに、研修を実施しやすいように内容や方法についての情報提供や講師の紹介、教材としての啓発パンフレット・リーフレットの配布、啓発用ビデオの貸し出しなどの支援に努めます。

#### ウ 関係機関団体との連携

生駒市人権教育推進協議会、生駒商工会議所等の関係機関団体と連携を図り、事業所内における人権研修の取り組みを促すとともに、講演会への参加やポスター等による広報、差別事象防止対策への参画等、市の啓発事業への協力を要請します。

### (3) 市職員等に対する研修

市職員及び外郭団体職員等に対して、ハラスメントなどのさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権啓発に取り組むための知識と技量を習得するための研修を積極的に推進します。

市職員は公務員としての責務と使命を自覚し、それぞれの分野において人権尊重の精神に立った行政施策の推進を図ることが必要です。

このことから本市においては、臨時職員を含めたすべての職員に人権問題研修を実施するとともに、リーダー養成として人権教育講座「山びこ」への参加等を通して人権問題学習を進めています。

今後も、それぞれの職務に応じたきめの細かい人権感覚で行政を推進するため、より一層研修内容や方法に工夫を加え、人権研修の充実を図ることが必要です。

さらに、外郭団体や市政の推進にかかわりの深い市民や団体の職員等についても、職員と同様に人権意識の高揚を図っていく必要があります。

#### ア 市職員に対する研修

職員一人ひとりが、人権問題を自らの課題として捉え行動するとともに、日常の業務や行政施策を通じて人権尊重の取り組みにあたるよう研修の充実を図ります。

#### イ 市政の推進にかかわりの深い市民や団体等に対する研修

福祉関係者をはじめ市政の推進にかかわりの深い市民や団体等に対し、同和問題を  
はじめとするさまざまな人権問題についての研修を積極的に実施するよう促します。

#### ウ 教職員・保育士等に対する研修

教職員・保育士等が、人権に対する感性を磨き人権教育を推進するため、教職員・保  
育士等の研修を奨励するとともに系統的な研修の実施に努めます。

#### 【主な施策】

事業名	内容
規範意識醸成のための啓 発用チラシ	いじめ問題解決を含む啓発用チラシを、小学校 1 年生と中学 1 年生に配布している。
人権教育図書配布	学校の実態に応じ、学活・道徳科において使用する。
伝え合う力の育成事業	学校図書館司書が、司書教諭及び担任等の支援を行い、学校図 書館の活性化と児童生徒の読書活動を推進している。
人権教育講座「山びこ」	学校・地域・家庭など、日常生活のあらゆる場で人権教育に対 する関心を高め、住みよい社会の実現に向け、人権教育を推進 する力を付け、よきリーダーとなっただく指導者の育成を めざします。
人権教育地区別懇談会	北地区、西・中地区、東・南地区に分け、自治会の協力を得て 懇談会を開催している。
職員人権問題研修	人権教育講座「山びこ」を市の人権問題研修と位置づけ、毎年 職員 10～15 名程度が参加。

#### 【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
人権教育地区別懇談会の開催地区数 (地区)	11 (2017(平成 29)年度)	83 (2023(新元号 5)年度)
講演会等参加者の数(人)	2,194 (2017(平成 29)年度)	10,000 (2023(新元号 5)年度)
人権教育講座「山びこ」の延参加者 数(人)	862 (2017(平成 29)年度)	2,000 (2028(新元号 10)年度)
自分が人権侵害を受けた割合(%)	14.3 (2017(平成 29)年度)	7.1 (2028(新元号 10)年度)

## 2 相談・支援の充実

### 現状と課題

人権相談及び被害者の支援については、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、在日外国人など個別の人権課題ごとに国や県、市自治体等に相談窓口が設けられ、必要に応じて支援策が講じられていますが、相談内容の多様化・複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

人権に関する市民意識調査によると、「ここ5年ぐらいの間に、自分の人権が侵害されたと思う」の割合が14.3%となっており、その内容は「働いている場で雇用主や上司などから不当な待遇を受けた」の割合が39.8%と最も高く、「うわさをたてられたり、悪口、かげ口をいわれたりした」の割合が30.9%、「責任や義務のないことをやらされた」の割合が12.6%となっています。そのときの対処方法は「だまっただまんした（特になにもしなかった）」の割合が49.7%と最も高くなっており、一人で悩みを抱え込んでいる状況もうかがえます。

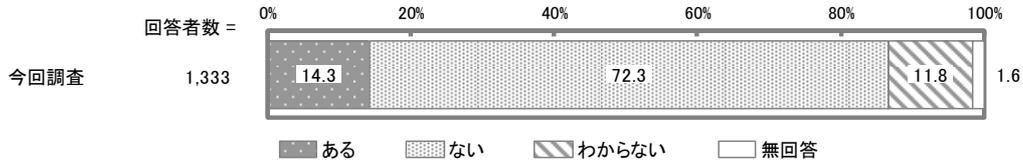
現在、本市では人権に関わる各種相談窓口を設けており、女性や子どもに関する相談をはじめ、高齢者や障がい者の権利擁護に関する相談、国際化に伴う外国人に対する相談、子ども・若者の不登校、ニート、ひきこもりや就労に関する相談など専門的な相談窓口の充実に努めています。

また、多様化する人権相談について市の人権に関する相談窓口の担当課が連携・協力し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談・支援を行うことができるよう連絡調整会議を設置しています。

今後、さまざまな機会や広報媒体を活用して、相談窓口や相談活動の周知を図ることが必要です。また、社会情勢の変化に伴い、相談内容はさまざまな要因が絡みあって複雑になるとともに、新たな人権問題が生じており、今後は総合的な相談・支援が重要となります。

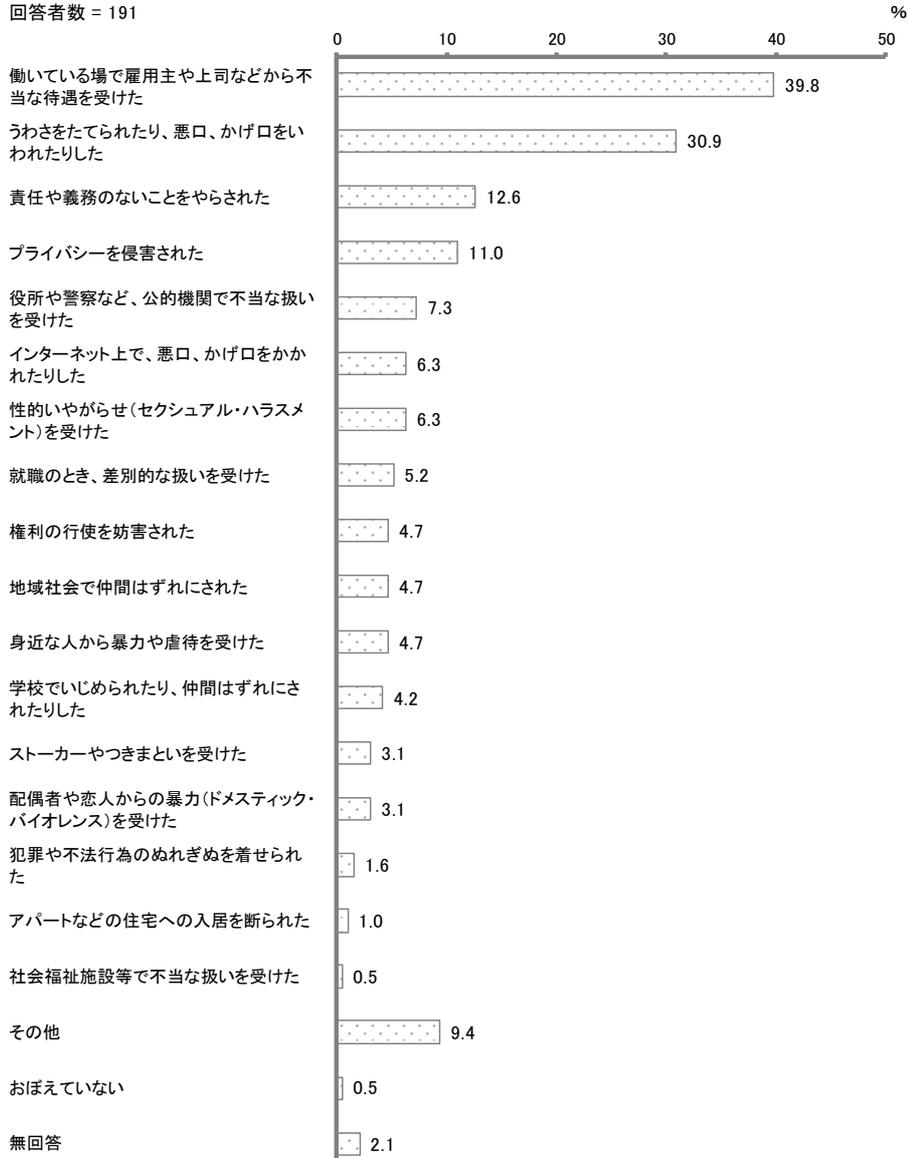
さらに、個々の相談窓口では対応が困難な場合などは適切な専門的な相談機関へ円滑につなげられるよう、各種相談機関との連携強化が必要であるとともに、相談窓口の専門性、信頼性の向上を図るため、相談員の研修等を充実し、資質の向上を図ることが必要です。

## 人権侵害の有無について



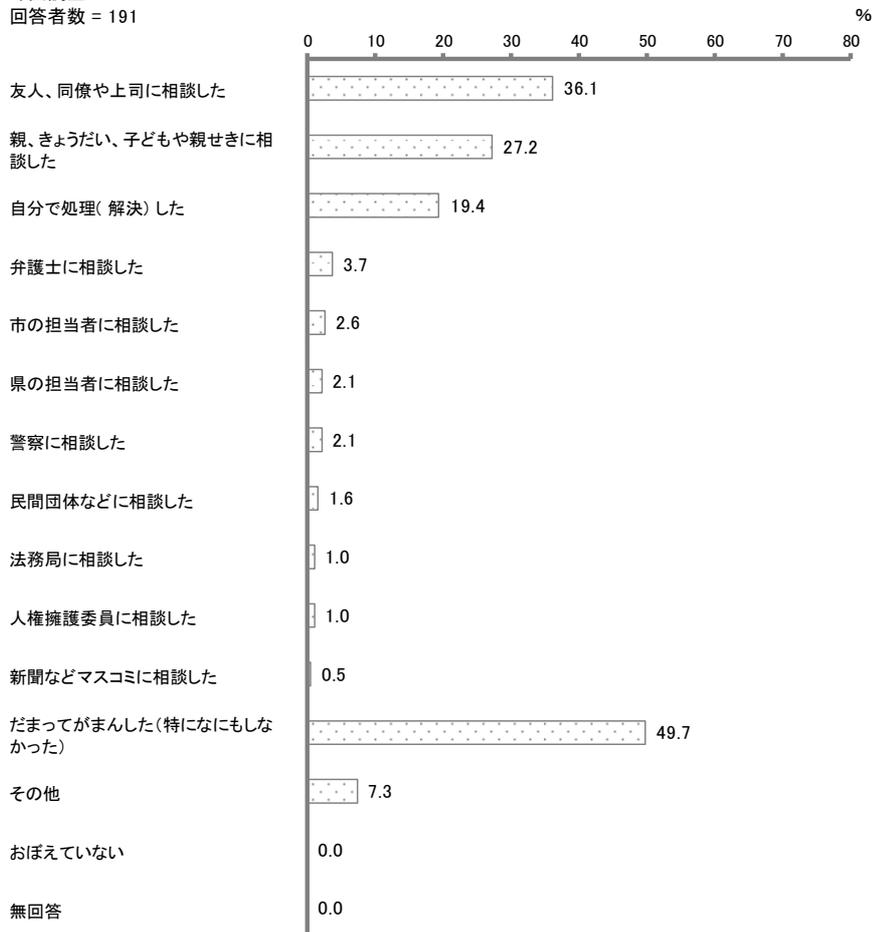
## 人権侵害の内容について

今回調査  
回答者数 = 191



## 人権侵害への対処方法について

今回調査  
回答者数 = 191



## 方向性

- 相談窓口の整備と情報提供

だれもがいつでも気軽に安心して利用できるよう、面談、郵送、電話、ファックス、メール等、さまざまな形態による対応の整備に努めます。

また、さまざまな広報媒体を活用して、より一層積極的に相談窓口及びその活動内容等の広報に努めます。

- 相談窓口の連携

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、相談窓口相互の連携を図るとともに相談マニュアルの整備に努めます。

また、各相談機関で相談活動を通して把握した課題等を集約し、今後の相談業務や人権意識確立に向けた啓発活動への活用に努めます。

- 相談員等の資質の向上

人権問題等に対する的確に対応できるよう関係職員や相談員等に対する研修の実施や、各種研修会への参加の促進など、人材の育成・確保をしながら資質の向上に努めます。

- 関係機関との連携

相談内容に応じた的確な相談・支援を行うため、全庁的な連携はもちろんのこと、国、県及び関係機関との連携に努めます。特に、人権侵犯事件に関する救済等を所掌する法務局や最近深刻な問題となっているドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待の被害に関しては県女性センター、こども家庭相談センターと、労働に関する問題については奈良労働基準監督署との連携のもと迅速・的確な対応に努めます。

### 【主な施策】

事業名	内容
人権擁護委員との連携（人権相談等）	人権擁護委員と連携し、人権相談及び人権啓発活動により人権意識の高揚を図る。
人権関係の相談窓口連携	人権相談窓口の効率的な運用のため、市民相談窓口連絡調整会議参加の各相談窓口を統一して表示し各相談窓口の連携強化を図る。
家庭児童相談事業	児童の性格、生活習慣、学校生活家庭関係、心身障害、虐待、非行など児童に関するあらゆる相談。
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子同士の交流、子育てに関する情報の提供や相談などの子育て家庭の支援を行う。
教育相談	市内小・中学校に在学する児童生徒の発達障害を早期に発見し、適切な就学や発達支援を行うための教育相談。

子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)	不登校、ニート、ひきこもり等様々な悩みを抱える子ども・若者やその保護者を対象にした相談窓口で、「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」と連携し、自立、就業、復学等の支援を行い、社会復帰への一歩を踏み出すサポートを行っている。
人権文化センター各種相談事業等	市民の日頃の生活に潤いを与えるとともに、現代社会に適応できる基本的な技量の習得と文化的改善を図る。
市民相談窓口連絡調整会議の開催	近年多様化する人権相談について市の人権に関する相談窓口の担当課が連携・協力し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談・支援を行うことができるよう連絡調整会議を設置。
京阪奈北近隣6市の広域連携事業	DV被害者支援のため、生駒・交野・寝屋川・枚方・八幡・京田辺の6市で相談業務の広域連携を図る。
DV被害者緊急保護委託事業	DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害者を緊急保護する。
権利擁護支援センター	知的障がい、精神障がいや認知症等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないよう、成年後見制度等の制度及び事業を的確に利用できるように相談に応じ関係課や関係機関との連携を図る。
地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口として、権利擁護事務を担い、高齢者虐待等による被養護者及び養護者支援について、市の担当窓口や他機関とも連携を図りながら、きめ細かな相談・支援を行っている。
労働条件相談ほっとライン	違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払残業などの労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が、法令・裁判例などの説明や各関係機関の紹介などを行う電話相談。

### 【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
人権関係の相談延件数(件)	651 (2017(平成29)年度)	7,000 (2028(新元号10)年度)
子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)相談者数(人)	83 (2017(平成29)年度)	85 (2023(新元号5)年度)
人権侵害を受けた場合の市担当者や人権擁護委員に相談した割合(%)	3.6 (2018(平成30)年度)	7.2 (2028(新元号10)年度)

### 3 ボランティア活動への支援

#### 現状と課題

ボランティア活動は、福祉の分野のみならず保健・医療、教育、文化、スポーツ、地域振興、環境保全、国際交流・協力、人権擁護等さまざまな分野にわたり、子どもから高齢者までの幅広い世代の人々が参加するようになってきています。

これらの活動の多くは、社会課題の解決に向けて自発的に行われており、人権の尊重と大きなかかわりをもっています。

人権に関する市民意識調査によると、人権問題で関心があるものは、「子どもに関する問題」の割合が56.4%と最も高く、「高齢者に関する問題」の割合が55.1%、「インターネットを悪用した人権侵害に関する問題」の割合が54.7%、「女性に関する問題」の割合が47.9%、「プライバシー保護に関する問題」の割合が47.1%となっています。

今までに参加した人権問題の講演会や研修会としては「参加したことはない」の割合が56.2%と最も高く、「学校やPTAがおこなったもの」の割合が21.9%、「職場での研修会」の割合が18.6%となっています。

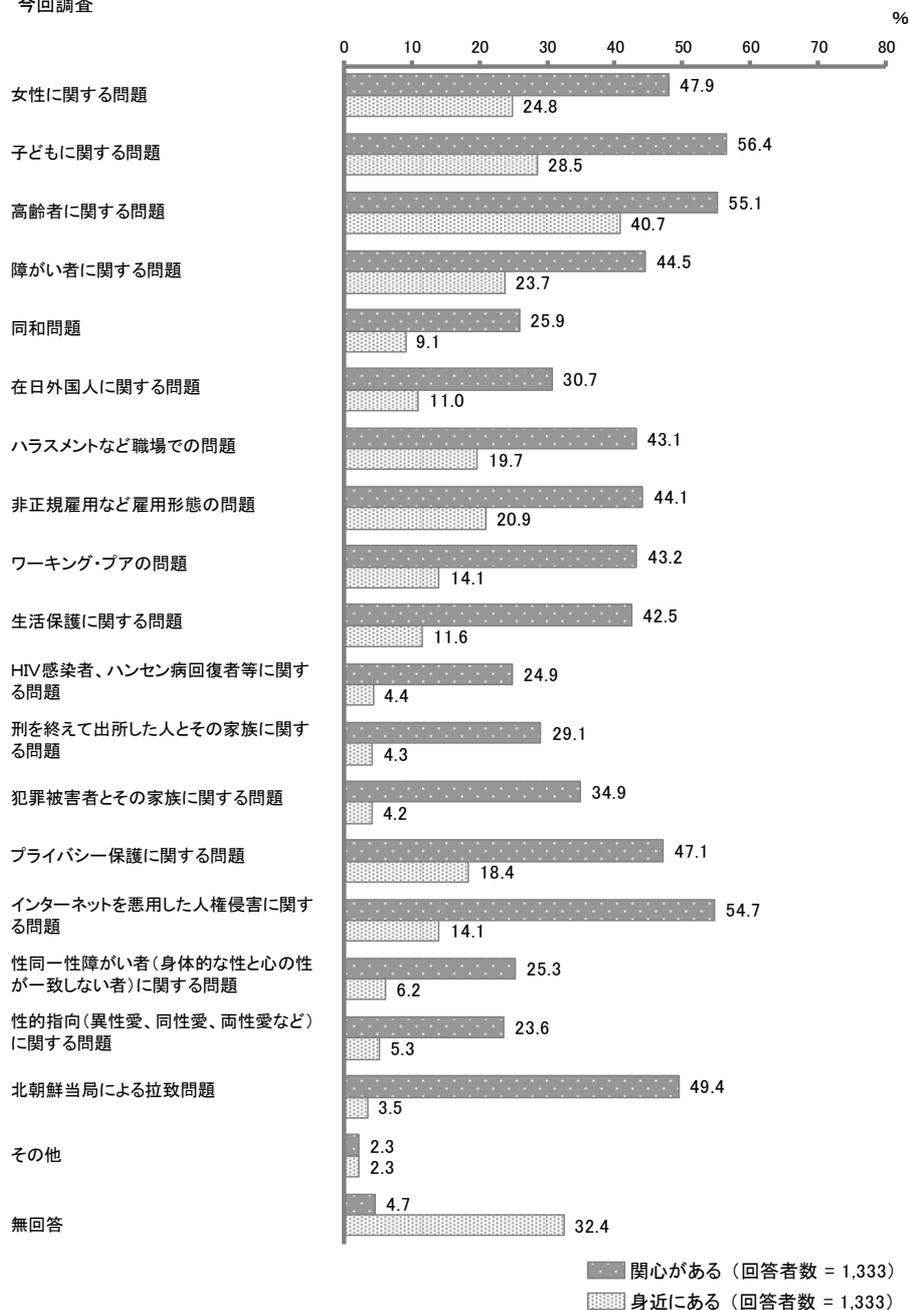
また、この1年間に参加した人権問題の講演会や研修会としては「職場での研修会」の割合が25.1%、「学校やPTAがおこなったもの」の割合が14.1%と前々回調査に比べ、割合が高くなっており、人権問題に対する市民の関心の高まりがうかがえます。

本市では、子どもや高齢者、在日外国人、障がい者などの生活支援、人権擁護等に関し、さまざまなボランティアが活動しています。

今後、人権施策の推進にあたっては、行政だけではなく、市民や事業所、団体、NPO、ボランティア等における自主的、主体的な活動が不可欠であり、これらの活動との連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めることが必要です。

## 人権問題について

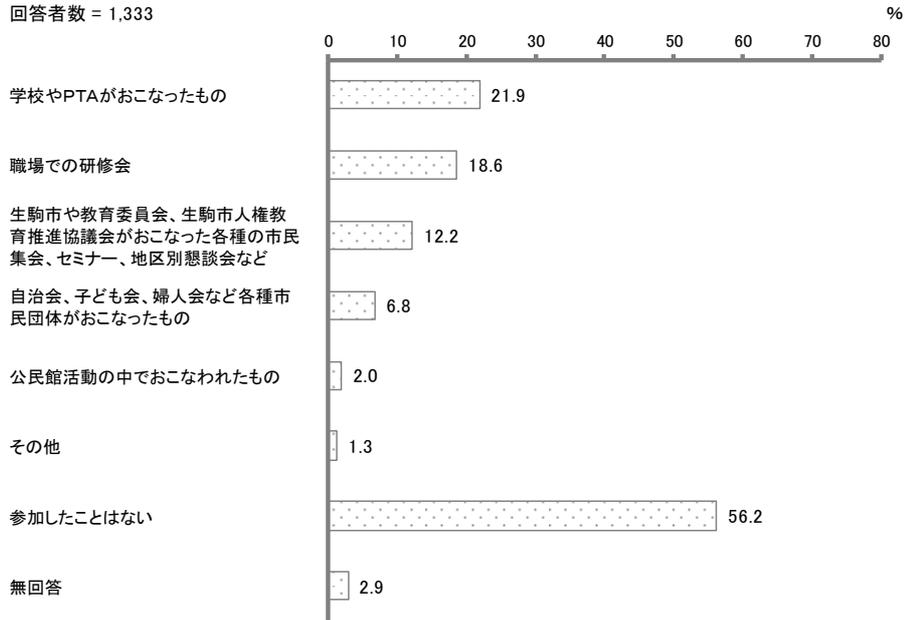
今回調査



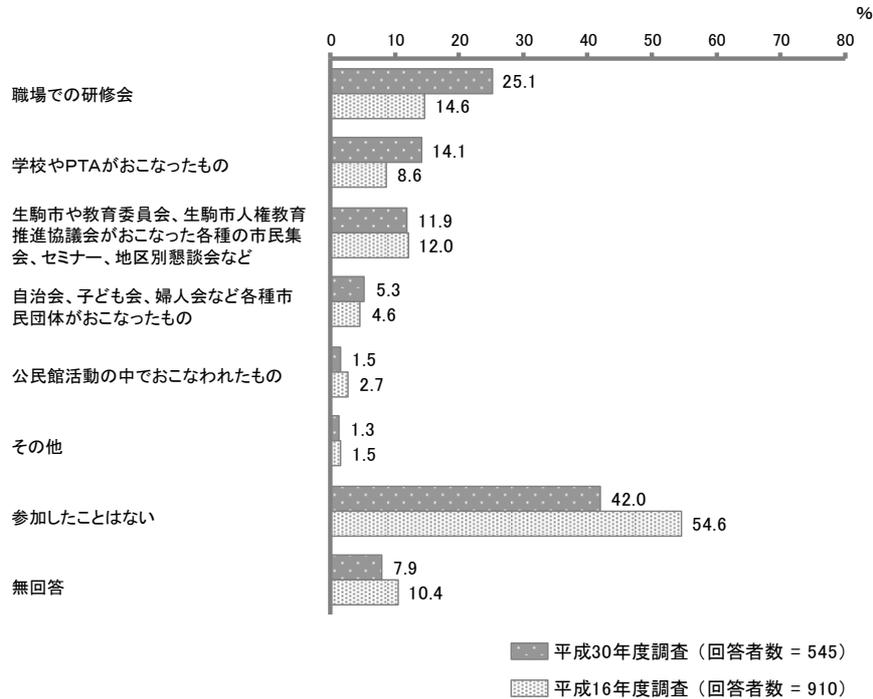
## 人権問題の講演会や研修会への参加状況

今回調査

回答者数 = 1,333



## 最近1年間での人権問題の講演会や研修会の参加状況



## 方向性

- ・市民や事業所、団体、NPO、ボランティア等における自主的、主体的な活動が不可欠であることから、これらの活動との連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に向けた啓発活動に努めます。

### 【主な施策】

事業名	内容
図書館声のボランティア養成講座	文字から情報を得ることが困難な人のために、録音資料の作成、対面音訳、読書の楽しみを分かち合う「耳で楽しむ本の会」などを行うボランティアを養成するための実践型
生駒市国際化ボランティア事業	市民と外国人が交流を深め、理解し合うことで、「多文化共生」社会づくりを推進する。
職員と市内ボランティア団体による窓口対応等サポート	日本語が不自由な外国人の方に対し、市役所窓口等において、通訳補助的なサポートを行う。
地域ボランティア講座の実施	だれもが安心して住み慣れた地域で暮らせるように、見守り、支え合える地域となるよう、市民への啓発、地域のボランティアの育成、小地域を対象とした活動グループへの支援等を行っている。
子育て支援ボランティア講座	子育てのリーダー的存在となる人材を養成するための講座を開催し、子育て支援総合センターにおける事業への参画や、地域における子育て支援の核となる人づくりをめざします。
スクールボランティア事業	子どもたちがよりよい学習環境の中で、安心して校園生活を送れるよう、地域の方々にスクールボランティアとして登録していただき、校園活動に参加してもらう事業
日本語学習支援ボランティア養成講座	生駒市日本語教室で活動する日本語学習支援ボランティアの資質向上のための研修会
ボランティアに関する各種講座の開催	団体活動を持続させるサポートとして組織活力の向上を図ったり、新たなボランティア人材を発掘するための講座を開催する。

### 【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
日本語学習支援ボランティア養成講座延受講者数(人)	27 (2017(平成29)年度)	200 (2023(新元号5)年度)
国際化ボランティアの延登録者数(人)	35 (2017(平成29)年度)	100 (2028(新元号10)年度)



## 分野別人権施策の推進

### 1 女性

#### 現状と課題

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」という男女の役割を固定的にとらえる意識が社会的に根強く残っており、家庭や職場などでさまざまな差別を生む原因となっています。

国においては「男女共同参画社会基本法」1999（平成 11）年 7 月施行）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015（平成 27）年 9 月施行）等の法整備が進められ、男女平等や女性のあらゆる分野での活躍を講じています。

人権に関する市民意識調査によると、「女性に関する問題」に関心がある人の割合が 47.9%、身近にある人の割合が 24.8%と前回調査に比べ、それぞれ 23.9 ポイント、16.6 ポイント増加しており女性問題についての関心が高くなっています。

また、女性に関する人権問題について、特に問題があると思うことは、「男女ともに、働きながら、家事や子育て・介護などを両立できる環境が整備されていないこと」の割合が 59.6%と最も高く、次いで「雇用、昇進、昇給などで男女が差別されること」の割合が 31.0%、「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な役割分担意識があること」の割合が 25.7%、「女性の社会進出のための支援制度の不備」の割合が 24.6%となっています。

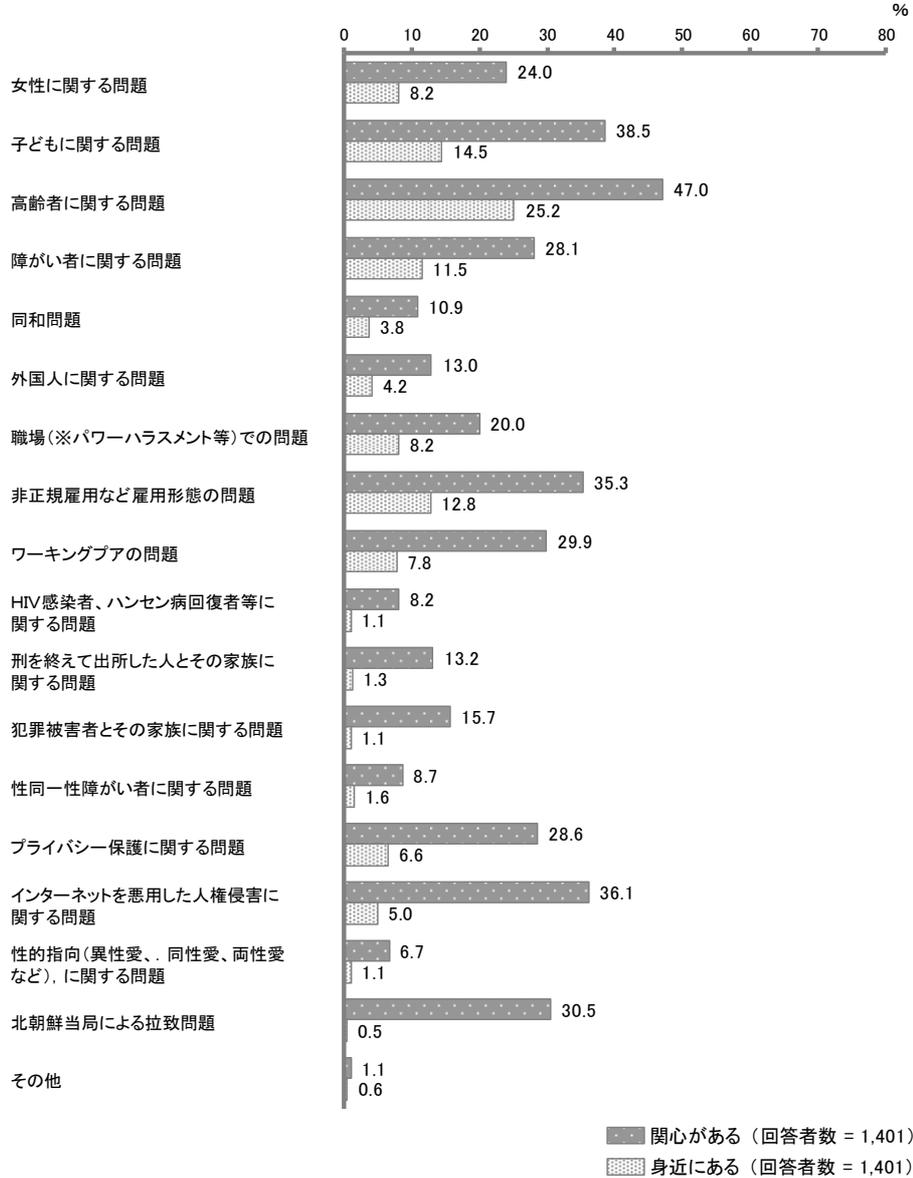
本市では、2015（平成 27）年に男女が互いにその人権を尊重し、喜びと責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をより一層推進するため、「DV 防止基本計画」を含む男女共同参画行動計画を策定しています。性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、講座の開催、情報の収集・提供、相談、交流の場の提供という事業を実施し、審議会等への女性の参加促進を行っています。

市民の「女性に関する問題」への関心は大幅に増加していますが、家庭・職場・地域など社会のさまざまな場面において、性別による固定的な役割分担意識や男女が平等でないという意識が根強く残っています。男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されているなか、性別に関わりなく、互いに人権を尊重するとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できるよう、取

り組みを一層推進していくことが求められています。

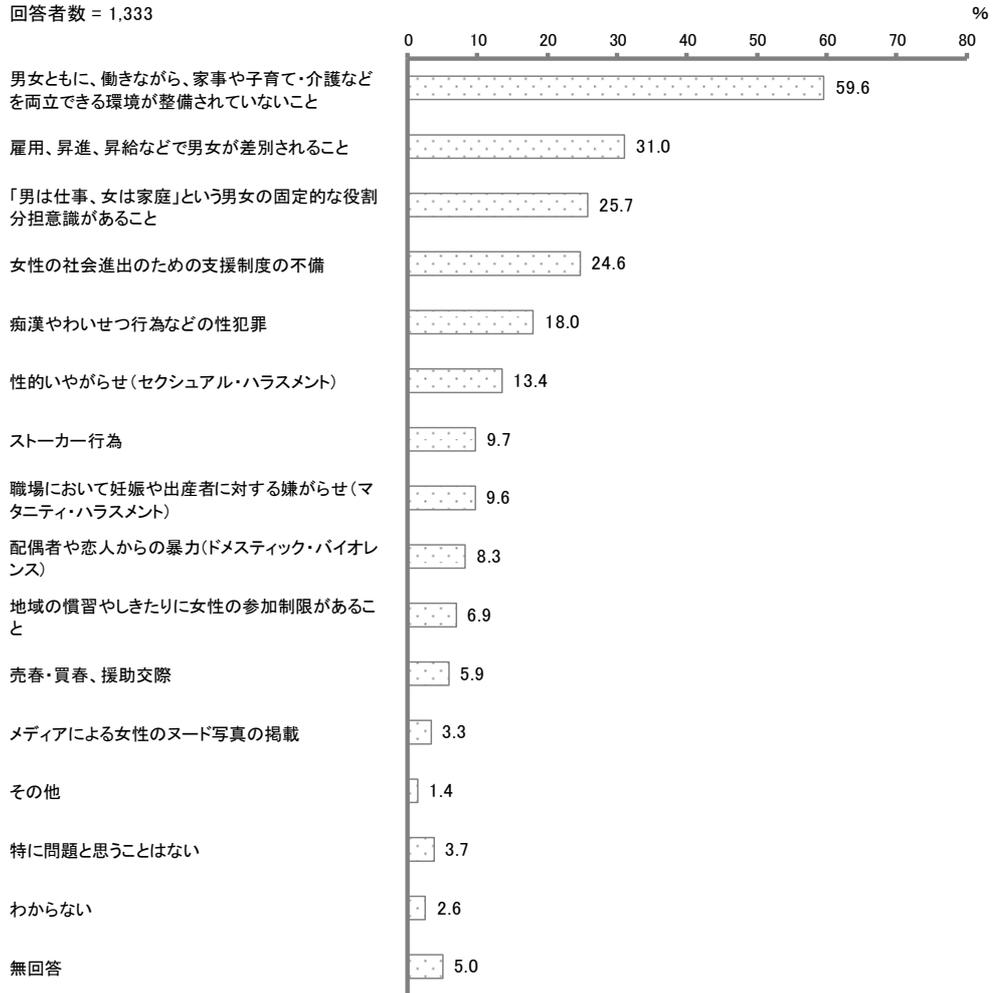
## 人権問題について

前回調査



## 女性に関する人権問題で特に問題があることについて

今回調査  
回答者数 = 1,333



## 方向性

### ア 男女共同参画社会の実現

個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現のため、市民等への啓発のさらなる推進及びDV防止等に向けた啓発への取り組みや関係機関との連携強化、講演会や講座など、さまざまなメディアや機会を活用して、性差別は人権問題であることの認識を深め、男女の人権を確立するための意識の高揚に努めます。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、高齢者や児童への虐待などあらゆる暴力をなくすため、関係団体・機関との連携の強化、相談窓口の充実等、被害の防止や被害者支援に努めます。

さらに、男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進に努めます。

### イ 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

慣習や慣行にとらわれず、一人ひとりの個性を育み、可能性を狭めることのないようにするため、地域や職場において、古い道徳観に基づく偏見などからくる慣習・社会通念等を男女共同参画の視点から自主的な点検・見直しを促進します。

### ウ 男女共同参画を推進するモデルとなる職場づくりのさらなる推進

女性がまちづくりなどの政策・方針決定の場に参画できるよう、審議会などへの女性の参画推進に努めます。

また、市の女性職員の管理職への登用を推進するとともに、企業や地域団体等においても経営・方針決定の場への女性の参画が促進されるよう取り組みを進めます。

性別に関わりなく、互いに人権を尊重するとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において女性が対等に参画できるよう事業者等への積極的な参画促進を支援します。

### エ ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスの促進や男女がともに働きやすい環境づくりなど女性の活躍推進に向けた取り組みの充実

女性のエンパワーメントを促進し、積極的な社会参画を図るとともに、働く意欲や能力を十分生かすことができるよう、働く場での男女共同参画の推進に努めます。

また、子育て後の再就職や能力開発を希望するなど、あらゆる分野での女性のチャレンジを支援するよう、県をはじめ関係機関との連携を進めます。

さらに、男女が仕事と家庭生活、地域生活を両立することができるよう、条件整備と啓発を推進するとともに、男女がともに豊かな地域生活を送れるよう、生涯学習、ボランティア活動等への参加を支援します。

男女ともに、働きながら家事・子育て・介護などを両立できる環境の整備に努めます。

#### オ 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

性に関する正しい知識を習得し、生命の尊重や互いの性の尊重に基づいた性教育を推進します。また、女性の身体的特性を尊重し、女性がその健康状態に応じて自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期の各ライフステージに応じた健康づくり体制の整備に努めます。

#### カ 男女共同参画による福祉のまちづくりの推進

ひとり親家庭や高齢者、障がい者等の援護を必要とする人の生活面での自立を支援します。また、看護や介護に男女が共に参画できるような講座等の開催や人材の育成を促進します。

#### 【主な施策】

事業名	内容
生駒市男女共同参画行動計画 You&Iプラン（第3次）	平成27年に男女が互いにその人権を尊重し、喜びと責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をより一層推進するため、「DV防止基本計画」を含む計画を策定。
いこまYou&Iフェスタ	年1回開催、女性問題の解決と男女共同参画社会の実現に向けて、さらなる理解を深めてもらう。
審議会等への女性の参加促進	審議会等への女性の参加目標を40%とし、女性委員がゼロの審議会等の解消に努める。
男女共同参画プラザ事業	性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、講座の開催、情報の収集・提供、相談、交流の場を提供する事業を実施している。

#### 【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
男女共同参画啓発講座等の開催数 (件)	64 (2017(平成29)年度)	180 (2024(新元号6)年度)
市の附属機関等の女性委員の割合 (%)	31.0 (2017(平成29)年度)	40.0 (2024(新元号6)年度)
男女ともに、働きながら家事・子育て・介護などを両立できる環境の整備ができていない割合 (%)	59.8 (2018(平成30)年度)	29.9 (2028(新元号10)年度)

## 2 子ども

### 現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォン、携帯ゲーム機などの普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもの数が年々減少する一方で、子育て・保育に関するサービス利用は増加し、ニーズも多様化しています。いじめや児童虐待、不登校やひきこもり、子どもの貧困など、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。

本市においては、全国的に少子高齢化が進行する中、年少人口（0～14歳）が減少傾向にあるとともに、核家族化、地域のつながりの希薄化が進んでいます。そのため、子育て環境の変化に対応し、2015（平成27）年に「生駒市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域社会全体で子ども・子育てを支援する体制を構築しています。

また、市内3か所で「子ども食堂」を実施しており、子どもの貧困支援だけでなく地域での子どもや高齢者の居場所づくりに取り組んでいます。

人権に関する市民意識調査によると、「子どもに関する問題」に関心がある人の割合が56.4%、身近にある人の割合が28.5%と前回調査に比べ、それぞれ17.9ポイント、14.0ポイント増加しており、子ども問題についての関心が高くなっています。

また、子どもに関する人権問題について、特に問題があると思うことは、「子ども同士のいじめ」の割合が51.8%「親による子どもの体罰・虐待」の割合が43.3%、「子どもの貧困問題」の割合が29.9%、「成績や学歴だけで判断すること」の割合が24.5%、「学校での教師による体罰や差別的な扱い」10.8%、となっています。

また、「学校でいじめられたり、仲間はずれにされたりした」16～19歳の割合が6割となっています。

本市では、いじめ問題対策連絡協議会において、学校、家庭及び地域社会が連携し児童・生徒のこころの指導の推進を図り、いじめのない明るく健やかな成長に寄与するよう対策を講じています。

今後、児童虐待やいじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するため、地域社会全体で子どもを育てるという機運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応するとともに、子どもたちの成長過程で生じるさまざまな問題解決のために相談・支援体制の充実が必要です。

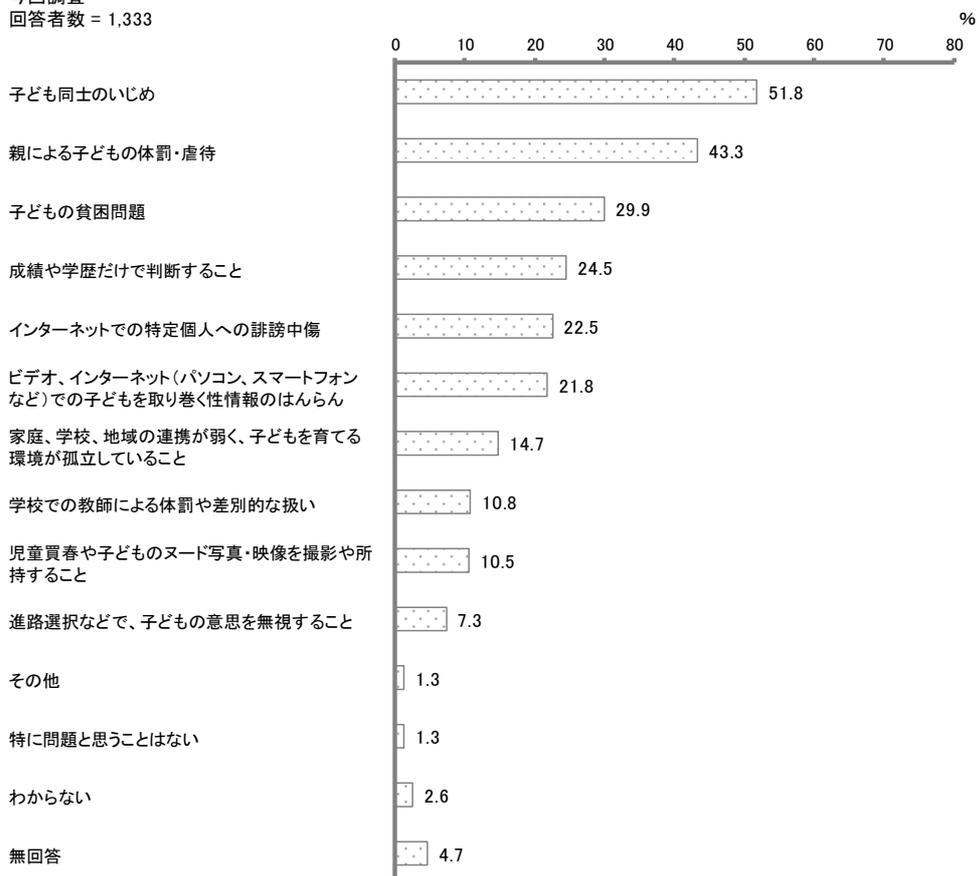
また、子どもの人権尊重においては、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえ、子どもとしての権利や自由を尊重していくことが課題です。さらに、子どもの将来がその生ま

れ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策に取り組む必要があります。

### 子どもに関する人権問題で特に問題があることについて

今回調査

回答者数 = 1,333



### 人権侵害の内容について（年齢別）

単位：％

区分	有効回答数（件）	うわさをたてられたり、悪口、かげ口をいわれたりした	インターネット上で、悪口、かげ口をかかれたりした	役所や警察など、公的機関で不当な扱いを受けた	権利の行使を妨害された	責任や義務のないことをやらされた	犯罪や不法行為のぬれぎぬを着せられた	地域社会で仲間はずれにされた	アパートなどの住宅への入居を断られた	学校でいじめられたり、仲間はずれにされたりした	身近な人から暴力や虐待を受けた
16～19 歳	5	60.0	40.0	—	—	20.0	20.0	—	—	60.0	—
20～29 歳	20	20.0	10.0	5.0	10.0	15.0	—	—	—	—	10.0
30～39 歳	33	33.3	12.1	9.1	9.1	15.2	6.1	6.1	—	3.0	6.1
40～49 歳	45	33.3	4.4	13.3	2.2	13.3	—	2.2	—	4.4	2.2
50～59 歳	48	20.8	4.2	6.3	2.1	8.3	—	8.3	2.1	2.1	6.3
60～69 歳	29	37.9	—	—	3.4	17.2	—	6.9	3.4	—	—
70 歳以上	6	50.0	—	—	—	—	—	—	—	16.7	16.7

区分	働いている場で雇用主や上司などから不当な待遇を受けた	就職のとき、差別的な扱いを受けた	社会福祉施設等で不当な扱いを受けた	プライバシーを侵害された	ストーカーやつきまといを受けた	性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）を受けた	配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）を受けた	その他	おぼえていない	無回答
16～19 歳	—	—	—	40.0	—	—	—	20.0	—	—
20～29 歳	45.0	10.0	—	5.0	—	15.0	5.0	15.0	—	10.0
30～39 歳	42.4	12.1	—	12.1	6.1	9.1	6.1	9.1	—	—
40～49 歳	46.7	2.2	—	13.3	2.2	4.4	—	11.1	2.2	—
50～59 歳	41.7	—	2.1	6.3	6.3	6.3	4.2	2.1	—	4.2
60～69 歳	27.6	3.4	—	10.3	—	3.4	—	13.8	—	—
70 歳以上	—	16.7	—	33.3	—	—	16.7	16.7	—	—

## 方向性

### ア 子どもの権利の尊重

子どもを権利の主体として尊重し、子どものもっている権利が人間の普遍の権利であることを周知するため、「児童憲章」（1951（昭和26）年5月制定）、「児童の権利に関する条約」（1994（平成24）年5月発効）の理念・内容の一層の普及・啓発と具現化に努めるとともに、教職員等に対する研修の強化・充実に努めます。

学校・園においては、人権尊重の精神の育成に取り組み、一人ひとりの権利を大切にし、それぞれの違い・個性を尊重する学校・園づくりに努めます。

また、家庭においては、保護者がその責任を自覚して親権を正しく行使し、子どもの権利が尊重され、互いに支え合う豊かな家庭生活が送れるよう啓発に努めます。

### イ いじめ問題等への取り組み

いじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するため、地域社会全体で子どもを育てるという機運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応するとともに、子どもたちの成長過程で生じるさまざまな問題解決のために相談・支援体制の充実に努めます。

### ウ 健全育成に向けての取り組み

子どもは、家庭や学校・園のみならず、地域での多様な人とのふれあいの中で健やかに成長するものです。親をはじめすべての大人が、子どもの人権についての意識を高め、正しく理解するよう広報・啓発活動の推進に努めます。

また、覚せい剤等薬物乱用防止の取り組みや児童買春、児童ポルノなど性の商品化を防止するための映像・広告物等の取り締まりなどの各種の取り組みを家庭、学校、地域、関係機関・団体との連携を図りながら進めます。

さらに、子どもたちが地域行事やボランティア活動をはじめ、文化活動やスポーツ活動などの企画や運営に主体的に参加し活動できるような場づくりに努めます。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないように、引き続き子ども食堂など子どもの貧困対策に取り組みます。

### エ 教育相談体制の充実

子どもの社会生活への適応、自己確立、子育てに対する支援を図るため、教育支援施設を中心としてスクールカウンセラーの配置や適応指導など教育相談体制の充実に努めるとともに、ひきこもりなどに対する訪問指導に努めます。

さらに、複雑・多様化する問題に対応できるよう、関係機関との連携を図り、相談体制の一層の充実に努めます。

## オ 人権を尊重した就学前教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であることから、これまでの取り組みの成果を踏まえ、家庭や地域と連携しながら、一人ひとりの個性や発達段階に応じた教育の推進に努めます。

また、人権尊重の視点に立った保育が実践できるよう、研修や自主的研究活動を通じて職員の資質と能力の向上を図り、多様な保育ニーズに対応できるよう保育内容の充実に努めます。さらに、障がいのある子どもの権利を保障するため、障がい児保育の充実に努めます。

## カ 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は子どもの人権を侵害し、心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことから、未然防止及び早期発見を図ります。

「生駒市要保護児童対策地域協議会」において、園・学校、医療機関、児童相談所、地域等の関係機関との情報共有と連携により、虐待を受けた子どもだけでなく、虐待を受ける危険性が高い子どもや、支援を要する妊婦（特定妊婦）を対象とし、妊娠期からの切れ目のない支援を実施します。

また、子育て世代の保護者が孤立せず、子どもたちが安心して成長できるよう、悩みを共有・共感・相談できる場や、子育てを地域で支え合うためのコミュニティを構築していきます。さらに、地域で支え合う子育て環境の希薄化による子育ての孤立化防止を図ります。

## キ 情報社会に参画する態度の育成

情報教育推進特区認定にともなって設置した新しい教科「情報」の実施によって、特に情報社会に参画する態度の育成に努め、有害情報を含んださまざまな情報が氾濫する情報通信ネットワークとの適切な接し方、情報発信に当たっての責任、得た情報の検証の必要性、自分や他人の権利を守ることなどを児童生徒が身につけていけるようにします。

## 【主な施策】

事業名	内容
スクールアドバイザーズ活用事業	児童生徒の指導上の課題や生駒市立学校の運営上の課題について、専門的な視点から意見又は助言を求めるため、弁護士、警察官、臨床心理士、社会福祉士、校長経験者によるスクールアドバイザーズを組織する。
いじめ問題対策連絡協議会	学校、家庭及び地域社会が連携し児童・生徒のこころの指導の推進を図り、いじめのない明るく健やかな成長に寄与する。
地域ぐるみの児童生徒健全育成事業	学校、家庭及び地域社会の関係機関が一丸となって、児童・生徒の健全育成に向けて取り組む。
子ども・若者総合相談窓口 (ユースネットいこま)	不登校、ニート、ひきこもり等様々な悩みを抱える子ども・若者やその保護者を対象にした相談窓口で、「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」と連携し、自立、就業、復学等の支援を行い、社会復帰への一歩を踏み出すサポートを行なっている。
小平尾南(憩いの場)たわわ食堂	生駒市でこども食堂を展開している「たわわ食堂」と小平尾南老人クラブとの協働による、子育てや食生活など情報交換と世代間交流を目的として開催する。
人権教育講座「山びこ」	学校・地域・家庭など、日常生活のあらゆる場で人権教育に対する関心を高め、住みよい社会の実現に向け、人権教育を推進する力を付け、よきリーダーとなっていただく指導者の育成をめざします。

## 【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
子ども・若者総合相談窓口 (ユースネットいこま)相談者数 (人)	83 (2017(平成29)年度)	85 (2023(新元号5)年度)
「全国学力・学習状況調査」の中の「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の質問に「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合(%)	小学6年生 97.3 中学3年生 93.8 (2018(平成30)年度)	小学6年生 100 中学3年生 100 (2023(新元号5)年度)
教育相談室での相談件数(件)	1,157 (2017(平成29)年度)	1,200 (2023(新元号5)年度)

### 3 高齢者

#### 現状と課題

我が国の高齢化は急速に進行し、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっており、本市においても2018（平成30）年10月1日現在で高齢化率が27.36%と年々高まっています。

こうした高齢化の進展にともない一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯の増加をはじめ、認知症高齢者等を含む支援が必要な高齢者数も増加しており、ときに家族の介護が優先され、高齢者自身の意思決定が尊重されない場合があります。

今後、さらに少子高齢化が進む本市においては、支援を必要とする高齢者や家族が孤立化しないように地域全体での見守りや支え合いの体制づくりをはじめ、高齢者虐待や消費被害者等の発生を予防する仕組みづくりや高齢者自身の意思決定が尊重される社会と高齢者の権利を擁護する体制の充実が求められています。

人権に関する市民意識調査によると、「高齢者に関する問題」に関心がある人の割合が55.1%、身近にある人の割合が40.7%と前回調査に比べ、それぞれ8.1ポイント、15.5ポイント増加しており、高齢者の問題についての関心が高くなっています。

また、高齢者に関する人権問題について、特に問題があると思うことは、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」の割合が44.1%、「経済的に自立が困難なこと」の割合が27.3%、「近所や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく孤立していること」の割合が27.0%、「悪徳商法の被害が多いこと」の割合が25.9%となっています。

本市では、こうした問題を解決するため、介護者家族への支援、高齢者の就労支援、集いの場づくりや地域の見守り体制の構築に取り組み、高齢者虐待や認知症等支援が必要な高齢者を早期に発見し、対応できるよう相談支援体制の充実を図ってきました。

特に、高齢者の虐待については、2006（平成18）年の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行を受け、生駒市高齢者虐待防止対応マニュアルの作成、高齢者虐待ネットワーク連絡会の開催等に取り組んでいます。

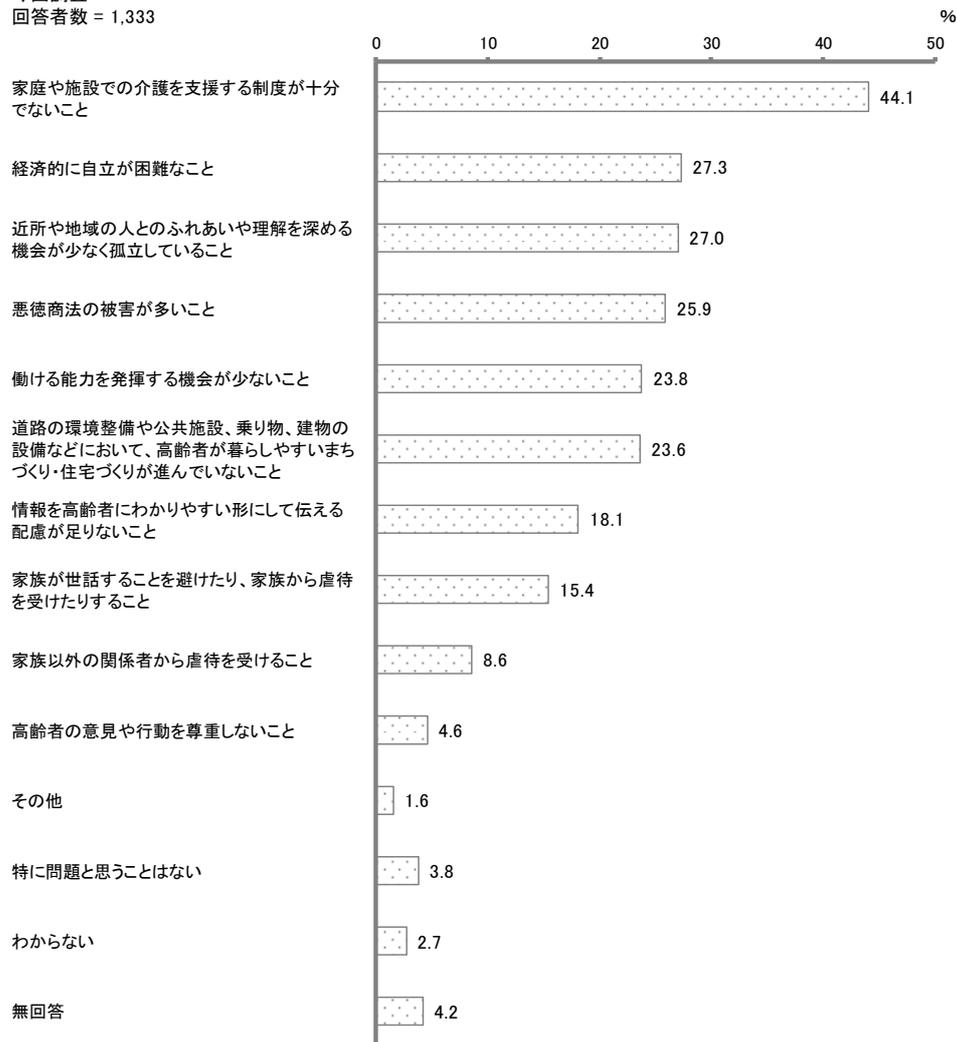
そして、2018（平成30）年3月に団塊の世代すべてが75歳以上となる2025（新元号7）年を見据え、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと元気に安全・安心に暮らせるよう、「生駒市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。

今後、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を進めるうえにおいても、高齢者の人権が大切にされ、個人の意思が十分に尊重される社会づくりに努めていきます。

## 高齢者に関する人権問題で特に問題があることについて

今回調査

回答者数 = 1,333



## 方向性

### ア 高齢者の人権についての正しい理解と認識の促進

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、すべての市民が高齢者の人権についての正しい理解と認識を持つための啓発を行います。

また、学校教育においては、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する理解や介護・福祉の問題に関する理解を深めるための教育を推進します。

### イ 虐待防止と権利擁護

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（2006（平成18）年4月施行）、「老人福祉法」（1963（昭和38）年8月施行）及び「介護保険法」（2000（平成12）年4月施行）の規定に基づき、高齢者虐待発生時には、適切な措置や対応を行うとともに、虐待発生の予防に関する知見を高め、高齢者虐待防止に向けた取り組み及び相談支援機能を高めるなど、人材の育成に努めます。

また、高齢者の消費者被害を未然に防ぐためにも関係機関との連携を強化し、消費生活に関する情報提供に努めます。

### ウ 相談・支援体制の充実

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターをはじめ、権利擁護センター等において、日常生活自立支援事業や成年後見制度についての情報提供や活用に関する相談体制の充実をはじめ、高齢者の権利擁護に関する支援体制の強化に努めます。

また、高齢者の相談に関わる支援者等への研修の実施などにより質の向上を図ります。

### エ 介護サービスの充実

介護給付費の適正化により、介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な介護保険制度を構築します。

また、要介護施設従事者などによる虐待につながりかねない不適切なケアの改善、虐待等を発見した場合の通報窓口について、施設従事者などへ周知します。

### オ 認知症施策の推進

市広報紙や啓発パンフレット、認知症サポーター養成講座を通じて、認知症についての正しい理解の普及を図ります。

また、認知症の予防、早期発見を推進するため、認知症専門機関と地域の支援関係者との連携を強化するとともに、認知症の人や家族などへのきめ細かな介護や福祉の情報提供、相談支援を通して、適切な認知症ケア体制の推進に努めます。

## カ 社会参加といきがいつくりの促進

高齢者が地域社会の一員として様々な活動に参加し、いきいきと暮らせるよう、社会参加の促進、文化、学習、スポーツ活動の活性化など、豊かな知識と経験が生かせる機会の提供に努め、高齢者の生きがいつくりを推進します。

また、高齢者が健康で意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働きつづけることができる社会の実現をめざし、シルバー人材センターへの支援を行い、適切な情報提供に努めます。

## キ 健康づくり・介護予防の推進

高齢者が自身の健康保持や介護予防についての意識を高めるよう、セルフケアマネジメントの促進や地域マネジメントを実践し、自立と社会参加を促進します。

他にも地域づくり組織の活動と協働し、地域ぐるみで健康づくりや介護予防に取り組むことで、住民の生涯現役、健康寿命の延伸をめざします。

## ク 地域ぐるみでの「支え合い・助け合い」体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域での「助け合いや支え合い」の活動を促進し、住みよいまちづくりを進めていきます。

また、災害時要援護者の把握と支援体制の充実に努めます。

### 【主な施策】

事業名	内容
高齢者ひとり暮らし実態把握業務	一人暮らしの高齢者の生活状況及び身体状況の実態を把握し、地域で安心して暮らせるよう、地域での見守り体制の強化を行う。
認知症サポーター養成講座	増加傾向にある認知症への正しい理解と知識を深めるため、認知症サポーターの養成講座を実施する。
認知症カフェの推進	認知症に関する正しい理解の促進や地域での支え合いを促進するため、認知症当事者や家族も参加できるサロンを展開する。
認知症総合支援事業	地域で認知症の方やその介護者を支えるため、認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談業務の充実などを展開する。
総合事業の実施	健康でいきいきと暮らし、地域での支え合いの仕組みを促進するために、介護予防の取り組みや生活支援の体制整備を促進する。
介護予防把握事業	75歳以上の介護保険による要介護認定を受けていない高齢者に対して生活機能の低下を把握する仕組みを通して、権利擁護が必要な高齢者の早期発見を行う。
高齢者の総合相談事業	地域包括支援センターにおける総合相談業務や権利擁護業務を通じて、高齢者の権利擁護に勤める。

高齢者虐待防止ネットワーク連絡会の開催	高齢者虐待の発生を防止するための取り組みについて、警察、医師会、介護事業者、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関・者と権利擁護に関する課題施策展開の充実をめざすための連絡会議を開催する。
高齢者虐待に係る介入支援ネットワーク会議	高齢者虐待において、やむを得ない措置の発令や支援強化のために、弁護士や関係機関・者と適切な対応を図る。
地域ケア会議	認知症等において意思判断能力が低下している高齢者本人及び家族や地域への支援を通して、当事者の意思決定支援を関係機関・者と共有し、地域での見守り体制の構築につなげる。
在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関の連携を推進する。
小平尾南(憩いの場)たわわ食堂	生駒市でこども食堂を展開している「たわわ食堂」と小平尾南老人クラブとの協働による、子育てや食生活など情報交換と世代間交流を目的として開催する。
人権教育講座「山びこ」	学校・地域・家庭など、日常生活のあらゆる場で人権教育に対する関心を高め、住みよい社会の実現に向け、人権教育を推進する力を付け、よきリーダーとなっていただく指導者の育成をめざします。

### 【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
認知症サポーター養成人数(人)	7,443 (2017(平成29)年度)	11,898 (2023(新元号5)年度)
認知症カフェの数(箇所)	110 (2017(平成29)年度)	152 (2023(新元号5)年度)
相談支援実施件数(件)	7,451 (2017(平成29)年度)	7,600 (2023(新元号5)年度)
家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない割合(%)	44.1 (2018(平成30)年度)	22.0 (2028(新元号10)年度)

## 4 障がい者

### 現状と課題

国においては、「障害者権利条約」（2014（平成26）年）を締結し、同条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として「障害者差別解消法」（2016（平成28）年）が施行されました。この法律では、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止され、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことが求められています。

また、障がい者雇用において障がい者雇用率等を定める「障害者雇用促進法」（2006（平成18）年施行）等、障がい者の雇用機会の確保及び職場定着への支援が一層求められています。さらに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（2012（平成24）年施行）により、障がい者に対する虐待の予防と早期発見、早期対応が求められています。

人権に関する市民意識調査によると、「障がい者に関する問題」に関心がある人の割合が44.5%、身近にある人の割合が23.7%と前回調査に比べ、それぞれ16.4ポイント、12.2ポイント増加しており、障がいのある人の問題についての関心が高くなっています。

また、障がいのある人に関する人権問題について、特に問題があると思うことは、「障がいのある人に対する人々の理解が十分でないこと」の割合が59.2%、「道路の段差や駅の階段など、外出に不便をとまなうこと」の割合が33.6%、「就職、職場での生活で不利益を受けること」の割合が26.5%、「障がいのある人の生活を支援する福祉サービスが十分でないこと」の割合が24.2%、「障がいのある人の意見や行動が軽視されること」の割合が13.7%、「差別的な発言や落書きなどをする事」、「障がいのある人の暮らしに適した住宅が身近にないこと」の割合が11.3%となっています。

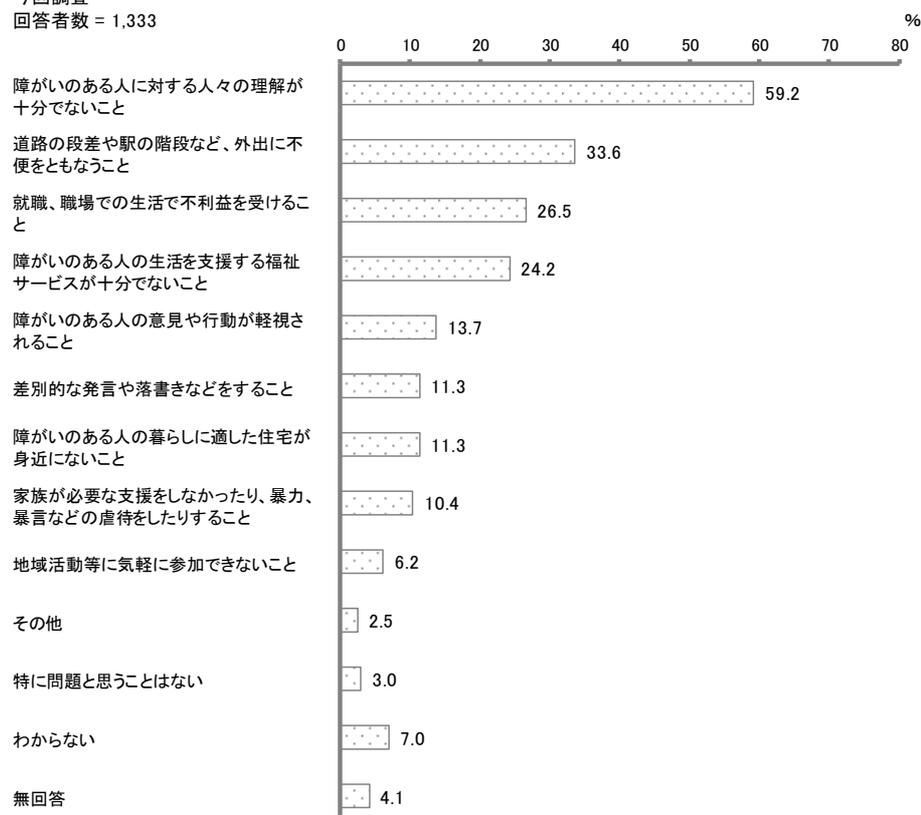
また、精神に障がいがある人に対しては、なんとなく不安を感じる人は76.4%となっており、障がいに対する理解が十分でない状況もうかがえます。

本市では、2018（平成30）年3月に第5期「生駒市障がい者福祉計画」を策定し、保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制の整備を図るとともに、障がい者の地域福祉の現状とニーズの把握を行い、これまでの各サービスの整備状況について評価・検証し、新たな目標達成に向けて取り組みを進めていきます。

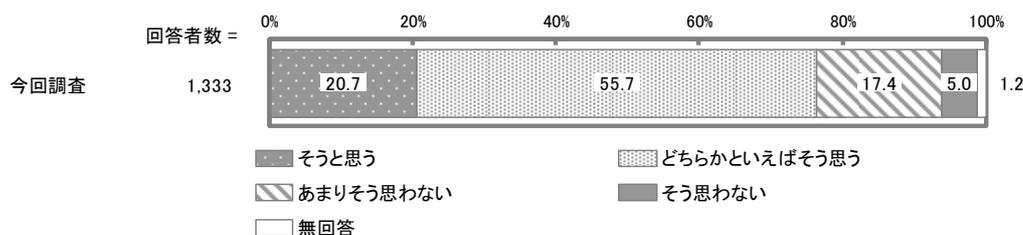
今後も、障がいのある人の地域生活、社会参加を促進するためには、障がいのある人への理解の促進、偏見や差別意識の解消が必要となります。また、生活の場として、就労支援の充実や福祉サービスの充実等、障がいのある人が地域で暮らせる体制づくりや、切れ目のない支援体制の構築が必要となります。

### 障がいのある人に関する人権問題で特に問題があることについて

今回調査  
回答者数 = 1,333



### 精神に障がいがある人に対しては、なんとなく不安を感じるという考え方について



### ア 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の構築

障がい者が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりをめざします。就学、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の人生の節目を見据えた継続的支援の取組を、保健・医療・福祉・教育・労働の各分野間で連携しながら進めます。

また、全ての市民が福祉の向上に対する自覚を持ち、豊かな心で、障がい者や子ども、高齢者等、支援を必要とする人も一緒に支えあう、差別やバリアのないまちづくりを進めます。なお、学校教育においては、障がい児の個性や個々の教育ニーズに応じた指導内容、指導方法の工夫などを行い、ふれあいのなかで共に生きていく意識を高めるとともに、人権尊重の精神を培っていく機会の拡充に努めます。

### イ 健康で安心して暮らせる体制の充実

障がい者に係る保健・医療サービスとして、障がい等の早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から中高年齢に至るまでの各ライフステージに応じた保健サービスの充実を図ります。また、地域の医療機関と密接に連携を図りながら、障がいの種類や程度に対応した適切な医療サービスの充実を図ります。

### ウ 総合的な支援サービスの提供

障害福祉サービス利用希望者が、できる限り住み慣れた環境で生活を送ることを基本に、それぞれの生活スタイルやニーズに応じたきめ細かなサービスの提供ができるよう、人材を育成するとともに、機関連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等を行うことで各種サービスの質的向上を図ります。

また、サービスの充実だけでなく、家族への支援や保健・医療・福祉が連携したサービス提供体制の整備、障がいの早期発見から療育・教育に至るまで切れ目のない支援が必要なため、障がい者が各ライフステージに応じたサービスが受けられるよう、総合的な施策推進やそのための体制整備を図ります。

### エ 安心して暮らせる生活環境の充実

誰もが安全・安心に暮らせるまちをめざすため、住まいや公共施設、道路等についてユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した整備改修を進めます。

また、災害発生時において、誰もが安全に避難できるよう、自治会や関係機関と連携して災害時要援者支援のための体制づくりに取り組みます。

## オ 生きがいのある生活と社会参加の推進

障がい者が就労の機会を得ることは、社会の構成員の一員として社会参加し、生きがいを見出す上で大切なことです。働く意欲を持つ障がい者の能力や適性に応じた就労の機会や場を確保するとともに、相談支援等の充実に努めます。

また、同じ障がいや悩み等を抱え、同じ立場にある障がい当事者同士が、互いの体験・経験を基に語り合い、課題解決に向け、協働的にサポートを行う取組（ピアサポート）を支援し、充実に努めます。

さらに、文化・スポーツ活動を通じた多様なコミュニケーションや自己表現により、いつでも生きがいや希望を持って社会参加を図ることができる環境整備をめざします。

## カ 共に学び、共に育つ施策の充実

障がい者の自立性や主体性を育むためには、幼少期から「共に学び、共に育つ」環境が重要です。障がい児の保育や教育において、個々の成長段階に応じた療育や、障がいの状態や個々の能力・適性、家庭環境等に応じたきめ細かな教育プログラム等、子どもの将来の自立に向けた、切れ目のない分野横断的な支援に努めます。

## キ 障がい者の権利擁護の充実

障がい者が、障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、権利擁護に関して障がい者や養護者が身近に相談ができる、権利擁護支援センターによる支援の充実に努めます。具体的には、判断能力が十分でない人の財産を守り、安心して生涯を過ごすことができるよう福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の利用促進を図ります。

「権利擁護支援センター」において、成年後見制度等の制度や事業に対する相談等の対応や障がい者就労に対する支援を充実します。

### 【主な施策】

事業名	内容
「障がい者週間」街頭啓発	障がい者週間（12月3日～9日）に「障がい者の完全参加と平等」「ノーマライゼーション」といった理念の普及に努めるため、市内の各地において啓発物品の配布等キャンペーンを実施する。
相談支援事業の実施	障がい者及びその家族に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談及び情報の提供等を総合的に行い、障がい者及びその家族の地域生活を支援する。
ホームページのバリアフリー化	障がいのある人や外国人などあらゆる人が情報を得られ、利用できるホームページをめざします。

聴覚障がい者の傍聴にかか る手話通訳対応	聴覚障がい者の方から事前に議会傍聴したい旨の希望があれば手話通訳派遣を依頼し、手話通訳者とともに車いす用傍聴席で傍聴できる体制をとる。
権利擁護支援センター	知的障がい、精神障がいや認知症等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないよう成年後見制度等の制度及び事業を的確に利用できるよう相談等に応じる。
ユニバーサルキャンプ in 生駒	障がいの有無、国籍や文化、性別、年齢などの違いを超えた多様性を理解し、それらを生かした社会の実現をめざした交流事業を実施する。
障がい者スポーツ活動の推 進	障がい者が障がいの種類や程度に応じて、地域においてスポーツ活動を行うことができるような事業を実施する。
人権教育講座「山びこ」	学校・地域・家庭など、日常生活のあらゆる場で人権教育に対する関心を高め、住みよい社会の実現、人権教育の推進を進めていく力を付け、よきリーダーとなっていただく指導者の育成をめざします。

### 【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
あいサポーター養成人数(人)	1,042 (2017(平成29)年度)	1,600 (2023(新元号5)年度)
国・県等の指針に基づくアクセシ ビリティ対応のホームページの運営	JISX8341-3:2010の 等級AAに一部準拠 (2017(平成29)年度)	JIS X 8341-3:2010の 等級AAに準拠 (2020(新元号2)年度)
相談支援実施件数(件)	17,328 (2017(平成29)年度)	17,900 (2023(新元号5)年度)
障がいのある人に対する人々の理解 が十分でない割合(%)	59.2 (2018(平成30)年度)	29.6 (2028(新元号10)年度)

## 5 同和問題

### 現状と課題

同和問題とは、日本社会の歴史過程の中で形づくられた身分的差別によって、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別されるという、わが国固有の重大な人権問題です。

国においては、同和対策の早期解決に向けて、「同和対策事業特別措置法」（1969（昭和44）年）が制定され、その後も33年間生活環境の改善や教育・啓発などの諸施策が実施されてきました。2016（平成28）年には、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であることを鑑み、「部落差別解消推進法」が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

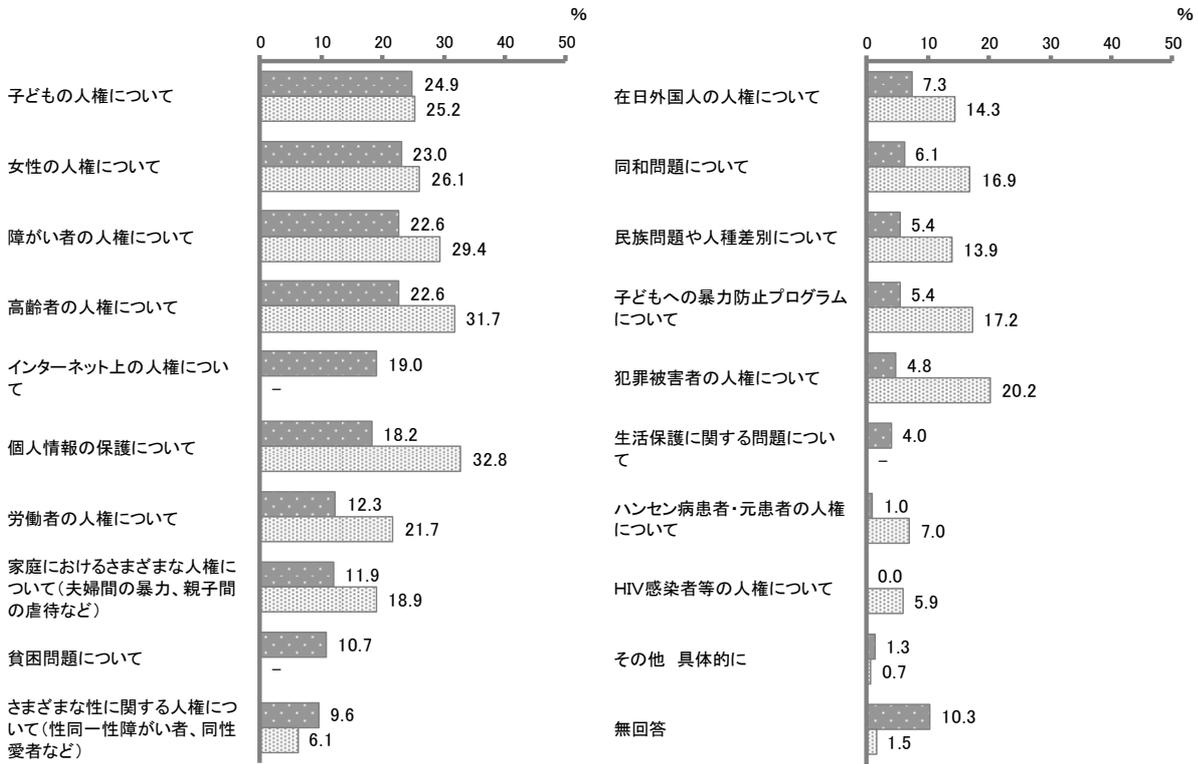
人権に関する市民意識調査によると、「同和問題」に関心がある人の割合が25.9%、身近にある人の割合が9.1%と前回調査に比べ、それぞれ15.0ポイント、5.3ポイント増加しており、人権の問題についての関心が高くなっています。一方、「同和問題について」特に理解を深めたいと思う人の割合は6.1%と前回調査に比べ、10.8ポイント減少しています。この1年間に「同和問題について」の講演会や研修会参加した人の割合も18.3%と前回調査と比べ減少しており、十分な理解につながっていない状況もうかがえます。

また、同和問題に関する人権問題について、特に問題があると思うことは、「差別的な言動やうわさ話」の割合が26.9%、「結婚問題での周囲の反対」の割合が20.0%、「同和地区への居住の敬遠」の割合が14.9%、「インターネットを悪用した差別書き込みや差別文書の掲載」が14.1%、「就職・職場での差別、不利な扱い」の割合が14.0%、「生活環境上の問題（住環境の未整備）」の割合が2.7%、「特に問題と思うことはない」の割合が11.4%となっています。

本市では、国に対し「人権侵害の救済に関する法律」の制定に向けて取り組んでいるとともに、インターネット上での啓発活動や人権意識の高揚を図るための交流事業に努めています。

今後も、すべての人の基本的人権の尊重という視点に立って、同和問題に関する正しい理解を深めるための教育及び啓発に取り組み、差別のない社会を実現することが求められます。

## 人権問題で特に理解を深めたい問題について

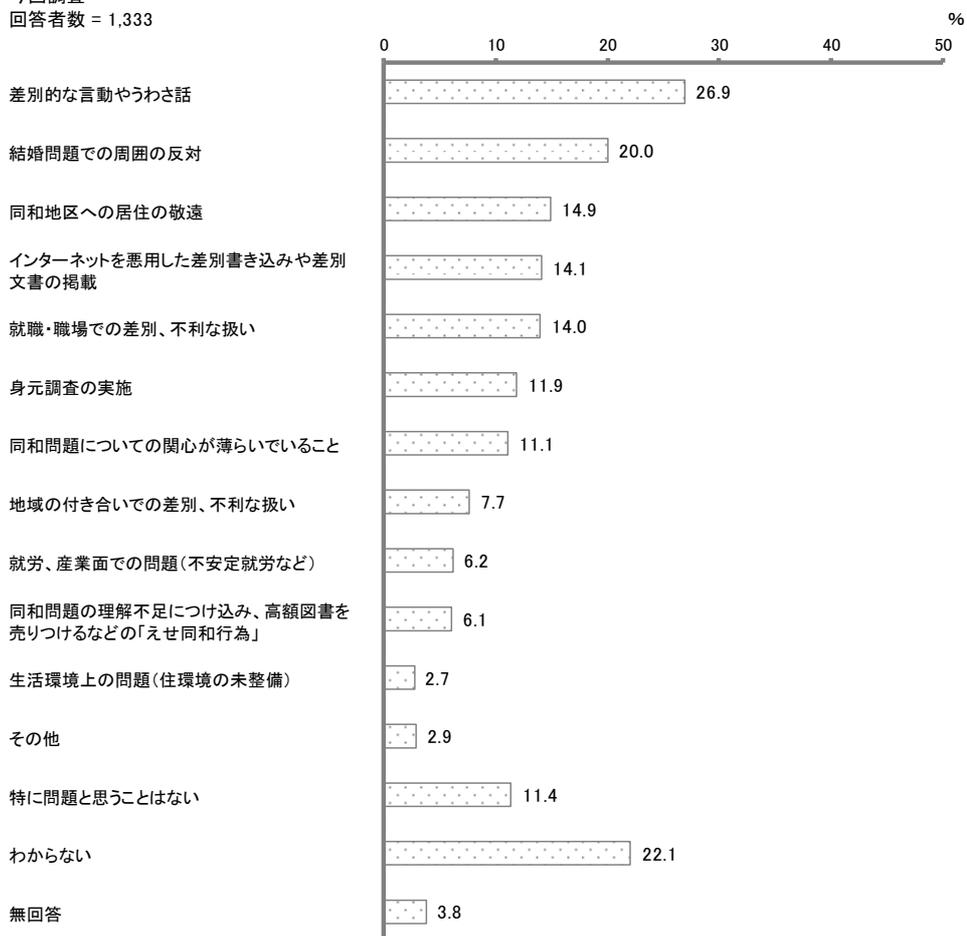


■ 平成30年度調査 (回答者数 = 478)

▨ 平成16年度調査 (回答者数 = 540)

## 同和問題に関する人権問題で特に問題があることについて

今回調査  
回答者数 = 1,333



## 方向性

### ア 教育・啓発の推進

すべての人の基本的人権の尊重という視点に立って、同和問題に対する正しい理解と認識の徹底を図るため、同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけ、これまで取り組んできた同和教育や同和問題啓発活動の成果と課題を踏まえ、あらゆる機会と多様な媒体を活用して教育・啓発の推進に取り組みます。

また、指導者の育成に努めるとともに、参加体験型学習やフィールドワーク等の手法を活用した研修会や講演会の開催など効果的な教育・啓発の推進に努めます。

さらに、差別落書きやインターネット上への差別書き込み、「えせ同和行為」など、同和問題の解決を妨げるような行為に対して、関係機関・団体と連携協力してその対応に取り組むとともに、インターネット上での啓発活動や人権意識の高揚を図るための交流事業等を充実します。

### イ 自立と自己実現を支援するための取り組み

地区住民の自主的な活動を支援し、自立と自己実現を図るための取り組みを推進します。

教育については、基本的生活習慣を確立し、主体的に学習する態度を身につけ、学力の向上を図るとともに、一人ひとりの希望や適性に応じ自己実現をめざすための進路指導の充実を図ります。

また、就労の機会均等を保障するため、地域の実情に応じたきめ細かな職業相談や求人情報の提供に努めるとともに、人権尊重の職場づくりを進めるため、生駒市人権教育推進協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、事業者等への啓発を進めます。

### ウ 地区内外の住民が一体となったコミュニティの促進

地区内外の住民が互いに理解し合い協力して自らのまちづくりを進めていくことは、同和問題の解決に向けて不可欠なことです。特に、人権文化センターは、地域社会全体のなかでの福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域のニーズを的確に捉え、生活上の各種相談事業、社会福祉等に関する総合的な活動を進めるとともに、地区内外住民の交流を促進し、周辺地域と一体となったコミュニティづくりを図ります。

また、児童館等の地区内公共施設と連携を図りながら、市策定の地域福祉計画とも連動して、地域福祉の拠点としての機能を強化します。

## 【主な施策】

事業名	内容
「インターネットステーション」への参加	「インターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」に参加し、インターネット上での啓発活動に取り組み、頻発するインターネット上での掲示板への差別書き込みに対応する。
識字学級	創作活動や課外学習を通して学習意欲の向上を図りながら、国際化・高齢化・情報化が急激に進む現代の社会生活の中で様々な問題に対応できるよう初歩のコンピュータ研修なども取り入れ、学習を進めている。
人権教育講座「山びこ」	学校・地域・家庭など、日常生活のあらゆる場で人権教育に対する関心を高め、住みよい社会の実現に向け、人権教育を推進する力を付け、よきリーダーとなっていただく指導者の育成をめざします。
人権文化センター各種相談事業等	市民の日頃の生活に潤いを与えとともに、現代社会に適応できる基本的な技量の習得と文化的改善を図る。
地域交流事業	「人との出会いが楽しみ」を基本に、地域住民との交流を図り、文化・教養の向上とコミュニケーション促進、人権意識の高揚に努める。

## 【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
差別的な言動やうわさ話の割合(%)	26.0 (2018(平成30)年度)	13.0 (2028(新元号10)年度)
地域交流事業等への延参加者数(人)	1,344 (2017(平成29)年度)	15,600 (2028(新元号10)年度)

## 6 在日外国人

### 現状と課題

外国人住民の滞在の長期化、定住化に伴い、日常生活の中で、外国人と地域社会とのかかわりが深くなり、外国人との交流活動が活発化しています。一方で、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否など、異文化を十分に理解できないことによる差別行為があります。近年では特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチが行われるなどの問題も起こっており、2016（平成 28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

人権に関する市民意識調査によると、「在日外国人に関する問題」に関心がある人の割合が 30.7%、身近にある人の割合が 11.0%と前回調査に比べ、それぞれ 17.7 ポイント、6.8 ポイント増加しており、在日外国人の問題についての関心が高くなっています。

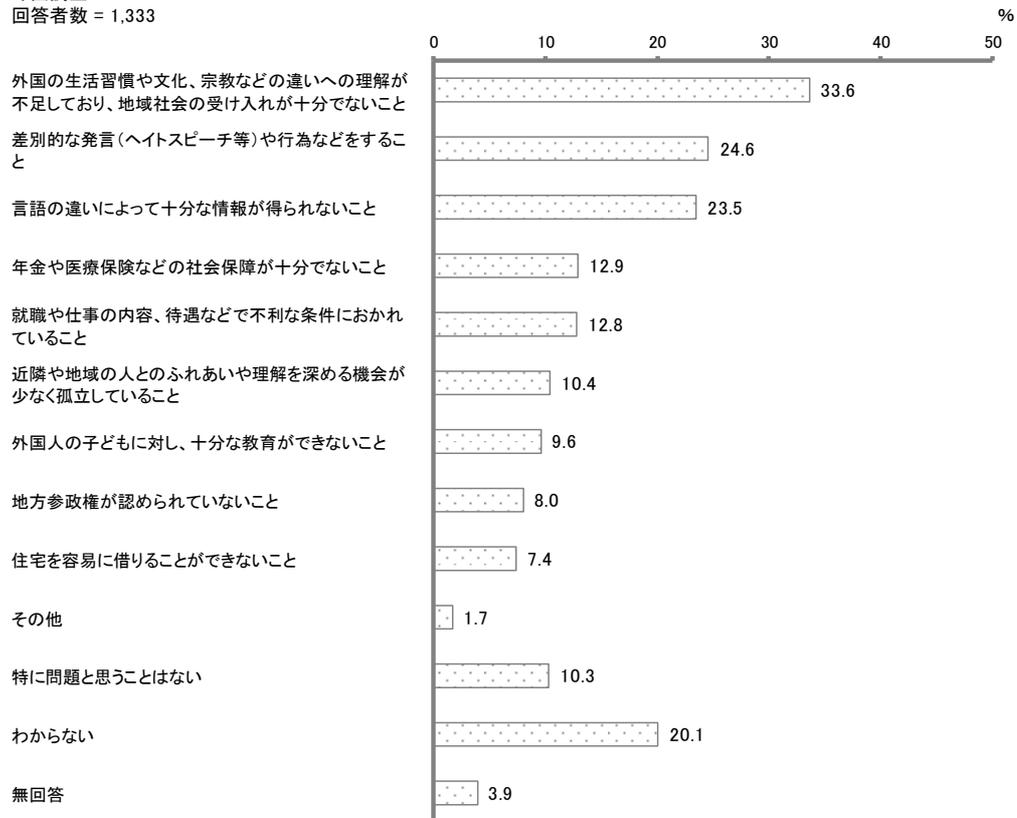
在日外国人に関する人権問題について、特に問題があることは、「外国の生活習慣や文化、宗教などの違いへの理解が不足しており、地域社会の受け入れが十分でないこと」の割合が 33.6%、「差別的な発言（ヘイトスピーチ等）や行為などをすること」の割合が 24.6%、「言語の違いによって十分な情報が得られないこと」の割合が 23.5%、「年金や医療保険などの社会保障が十分でないこと」の割合が 12.9%、「地方参政権が認められていないこと」の割合が 8.0%、となっています。

本市では、「生駒市国際化基本指針」（1996（平成 8）年 3 月策定）、「生駒市外国人住民教育指針」（2000（平成 12）年 3 月策定）をもとに、外国人住民教育を推進するとともに、また市民と外国人が交流を深め、理解し合うことを目的とした「国際化ボランティアの登録制度」の実施やホームページ等による外国人にもわかりやすい情報提供、日本語学習支援、国際化担当窓口の設置、外国人の差別に関する相談員の設置などに努めています。

今後も出入国管理及び難民認定法の改正施行に伴う外国人の増加により国際化が進んでいくことが予測され、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育てていくことが重要です。国籍や文化の違いにかかわらず、互いに理解し合い、誰もが快適な生活を送ることができる多文化共生社会の実現や、異文化をも認め受け入れる社会となるよう啓発や教育を進めていきます。

## 在日外国人に関する人権問題で特に問題があることについて

今回調査  
回答者数 = 1,333



## 方向性

### ア 教育・啓発の推進

「生駒市国際化基本指針」、「生駒市外国人住民教育指針」及び県の「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関する指導指針」（1986（昭和61）年6月策定）に沿って、外国人住民教育を推進し、互いの国の生活や文化、歴史などについての理解が深まるよう啓発活動を進めます。また、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人児童生徒が、自らの言語・文化及び歴史を学び、偏見や差別にうちかつ力を養うよう指導に努めます。

### イ 国際理解の推進

市民一人ひとりが、友好と信頼の関係を築き、共に生きる社会の実現をめざして、異なる文化を持った外国人との相互理解を深めるため、国際理解教育を推進すると共に、セミナーの開催やICTを活用した情報交換の推進など国際交流事業の充実に努めます。

また、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育むイベント等の充実に努めます。

国籍や文化の違いにかかわらず、互いに理解し合い、誰もが快適な生活を送ることができる多文化共生社会の実現や、異文化をも認め受け入れる社会となるよう啓発や教育を進めます。

### ウ 日本語教育支援活動の推進

日本で居住し、生活する外国人住民にとっては、生活言語としての日本語の習得が極めて重要であることから、市内の民間団体と連携しながら、日本語の基礎を学習する機会の提供に努めます。

具体的には、市や民間団体等が実施している各種講座への支援や充実に努るとともに、学校において日本語教育が必要な児童生徒のための日本語指導教員の配置及び指導資料の作成などに努めます。

### エ 生活情報の提供と相談・支援

日本語を習得していない外国人住民は日常生活での不安や不自由を感じています。そのため「外国人対応サポート職員」、「庁舎案内の多言語表記」等の既存事業と合わせ、さまざまな媒体を通して市の各種情報を積極的に発信するとともに、生活全般にわたって外国人住民に対する相談・支援体制の充実に努めます。

### オ 就職の機会均等の確保

国内で生活基盤を確立するためには、就労の機会均等の確保が重要です。就労の可能な外国人に対して、不当な取り扱いがなされることのないよう事業主などに正しい理解と認識を求めるとともに、関係機関と連携を図り就労の機会均等の確保に努めます。

#### カ 厚生援護・住宅問題への取り組み

保健・福祉等の制度について、対象となる外国人住民が不利益とならないよう制度の周知徹底を図ります。

また、賃貸住宅等への入居については、単に外国人であるという理由のみで入居が断られたり、制限されたりすることがないように啓発に努めます。

#### キ 地域住民や関係機関との協力・連携体制の整備

外国人住民が安心して生活していくためには、地域における日常生活でのかかわりが重要です。このことから、地域住民と外国人住民とが日常的に協力・連携しあえる体制づくりに努めます。

#### ク 「国際化ボランティアの登録制度」の実施やホームページ等による外国人にもわかりやすい情報提供、日本語学習支援、国際化担当窓口の充実に努めます。

### 【主な施策】

事業名	内容
国際化ボランティア事業	市民と外国人が交流を深め、理解し合うことで「多文化共生」の社会づくりを推進するため、様々な事業を実施する。
外国籍就学児童に対する氏名呼称にかかる対応	外国籍児童に対する本名使用促進及び入学前の氏名呼称の確認を行う。
ホームページのバリアフリー化	障がいのある人や外国人などあらゆる人が情報を得られ、利用できるホームページをめざします。
国際交流の集い わいわいワールド	市内に在住等している外国人の方の出身国の文化紹介を通して、子どもたちを中心とした外国人と日本人、また、外国人同士の相互の理解と交流を図る。
ユニバーサルキャンプ in 生駒	障がいの有無、国籍や文化、性別、年齢などの違いを超えた多様性を理解し、それらを生かした社会の実現をめざした交流事業を実施する。
日本語教室	日本語を母語としない人（外国人等）が日本で暮らしやすくなるための日本語学習支援事業。
日本語学習支援ボランティア養成講座	日本語を母語としない人（外国人等）への日本語教育に関する入門講座。
国際化推進に伴う庁舎内案内板整備	国際化推進に伴い庁舎内窓口及び総合案内板に外国語等の併記を行う。
国際化担当窓口の設置	国際化推進に伴い、国際化担当窓口を設置する。

職員と市内ボランティア団体による窓口対応等サポート	日本語が不自由な外国人の方に対し、市役所窓口等において、通訳補助的なサポートを行う。
観光パンフレットの作成	国際化推進に伴い、生駒市観光パンフレットに外国語を併記する。
ハイトスピーチ等に関する相談	ハイトスピーチ等を受けたことによる精神的な不安の解消と対応を図るため、専門相談員が対応する。

### 【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
日本語学習支援ボランティア養成講座延受講者数(人)	27 (2017(平成29)年度)	200 (2023(新元号5)年度)
日本語教室の学習者数(人)	2,203 (2017(平成29)年度)	9,000 (2028(新元号10)年度)
国際化ボランティアの延登録者数(人)	35 (2017(平成29)年度)	100 (2028(新元号10)年度)
外国の生活習慣や文化等の違いへの理解不足により、地域社会の受け入れが十分でないこと(%)	33.6 (2018(平成30)年度)	16.8 (2028(新元号10)年度)

## 7 犯罪被害者とその家族

### 現状と課題

犯罪被害にあわれた方とその家族は、傷害を負わされ、家族を失うといった被害に加え、重大な精神的被害を負うとともに、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗・中傷や、過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されるなど、重大な人権侵害を受けています。

国は、こうした状況を踏まえ、「犯罪被害者等基本法」を2004（平成16）年に制定し、2016（平成28）年には「第3次犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者に関する施策を進めています。

人権に関する市民意識調査によると、「犯罪被害者とその家族に関する問題」に関心のある人の割合が34.9%と前回調査に比べ19.2ポイント増加しており、身近にある問題と感じる市民は4.2%と低い現状ですが、市民の関心は高くなっています。

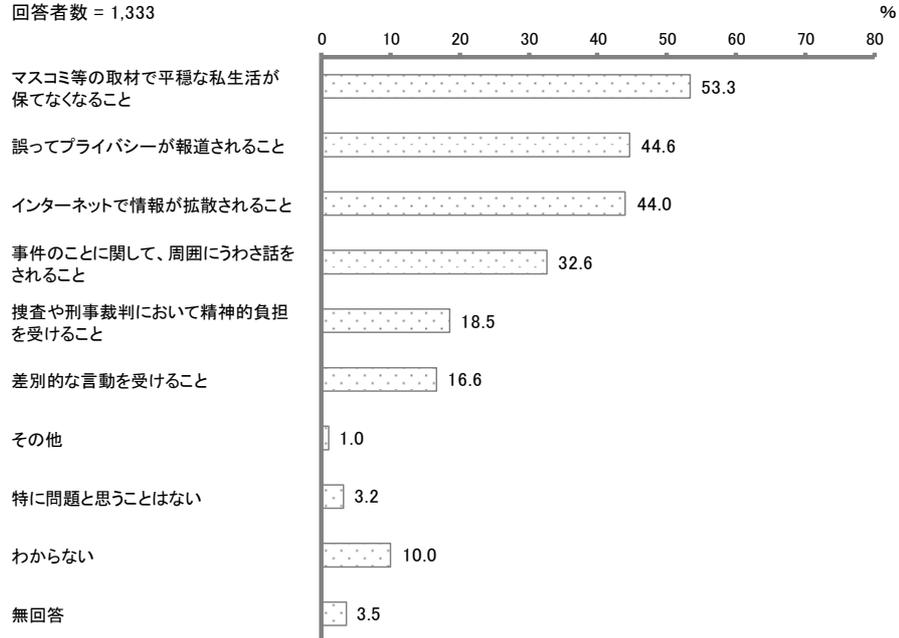
犯罪被害者の方やその家族に関する人権問題について、特に問題があると思うことは、「マスコミ等の取材で平穏な私生活が保てなくなること」の割合が53.3%と最も高く、次いで「誤ってプライバシーが報道されること」の割合が44.6%、「インターネットで情報が拡散されること」の割合が44.0%となっており、市民の二次的被害の防止への関心が高くなっています。

犯罪被害者とその家族が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、二次的被害を受けず、地域で平穏に過ごせるよう、地域のすべての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が促進されるような取り組みが必要です。

## 犯罪被害者やその家族に関する人権問題で特に問題があることについて

今回調査

回答者数 = 1,333



## 方向性

- ア 犯罪被害者とその家族の立場に立った適切で決め細かな支援が途切れることなく受けられることができるように、また、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう関係機関等との連携・協力を基に、犯罪被害者等が被った心身の苦痛、生活上の不利益等の軽減及び回復を図るための各種施策を推進します。
- イ 犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、二次的被害を受けず、地域で平穏に過ごせるよう、地域のすべての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が促進される啓発を推進します。
- ウ 犯罪被害者等の人権が尊重される社会をつくるためには、人々が犯罪被害者の置かれている状況や犯罪被害者等の支援について理解を深めることが必要なことから、様々な機会を通して市民への啓発に積極的取り組みます。
- エ 犯罪被害者等支援条例の早期制定に努めます。

### 【主な施策】

事業名	内容
犯罪被害者支援チャリティーコンサートの実施	犯罪被害に遭った人やその家族を支援するために、コンサートを実施し、支援金を募る。

### 【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
マスコミ等の取材で平穏な私生活が保てなくなること(%)	53.3 (2018(平成30)年度)	26.6 (2028(新元号10)年度)
犯罪被害者等支援条例の制定	未制定 (2018(平成30)年度)	制定 (2028(新元号10)年度)

## 8 インターネット等による人権侵害

### 現状と課題

高度情報化社会が急速に進展し、パソコン、携帯電話、スマートフォンやタブレット端末などによるインターネット利用は広く定着しています。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。

しかし、近年その特性を悪用した個人に対する誹謗・中傷といった差別を助長する表現等の流布やプライバシーの侵害が増加し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

また、インターネットを利用したセクハラやパワハラ等のハラスメント、外国人、障がい者や同和問題に関する差別的な書き込み等、大きな問題になっています。

人権に関する市民意識調査によると、「インターネット等による人権侵害に関する問題」に関心がある人の割合が54.7%、身近にある人の割合が14.1%と前回調査に比べ、それぞれ18.6ポイント、9.1ポイント増加しており、インターネット等による人権侵害の問題についての関心が高くなっています。

また、「プライバシー保護に関する問題」に関心がある人の割合が47.1%、身近にある人の割合が18.4%と前回調査に比べ、それぞれ18.5ポイント、11.8ポイント増加しており、プライバシー保護に関する問題についても関心が高くなっています。

インターネットに関する人権問題について、特に問題があることは、「情報発信者が特定されないため、無責任な発言を行うこと」の割合が44.1%と最も高く、「自分の実名、住所、顔写真や電話番号等、プライバシーを暴露されること」の割合が38.7%、「SNSや出会い系サイトの存在など犯罪を誘発する場となっていること」の割合が31.6%となっています。

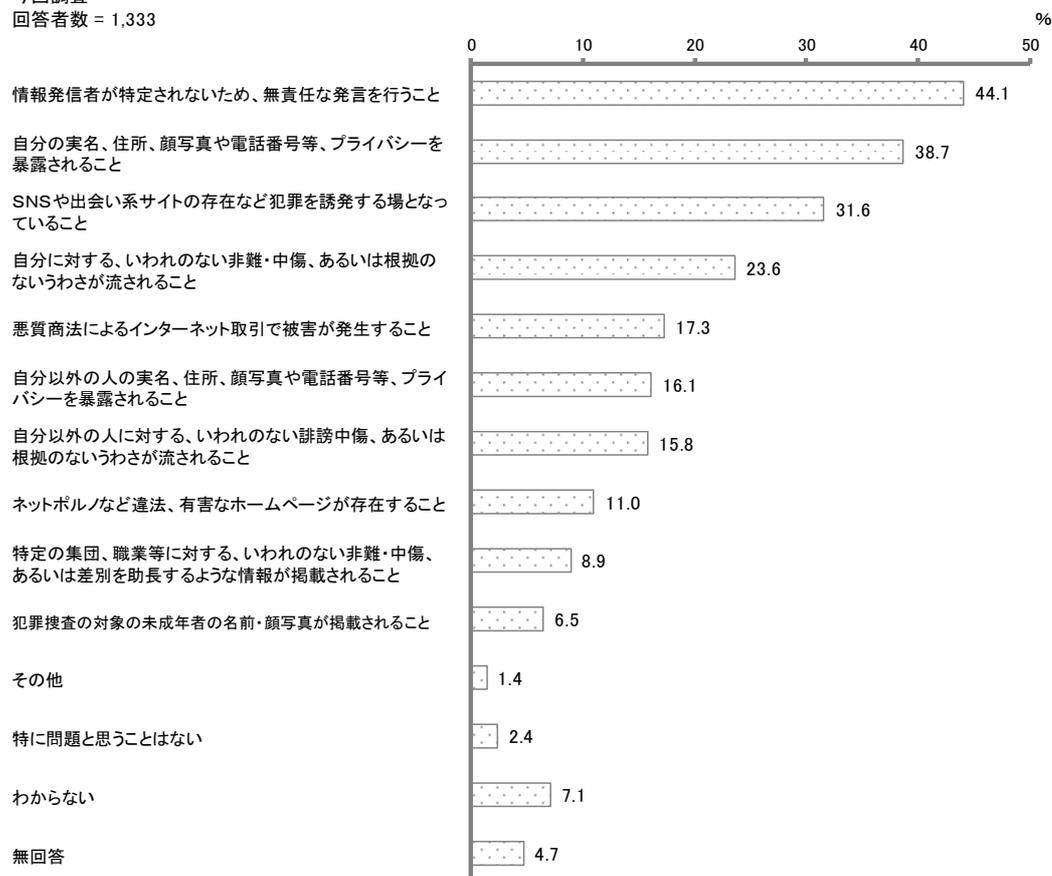
本市では、生駒市個人情報保護条例1998（平成10）年3月制定）に基づき、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、市が保有する個人情報について自己情報の開示、訂正等の請求権を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止に努めています。

今後も、個人情報保護の体制強化とともに、プロバイダー責任制限法、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

また、市民に対して、インターネットの利用におけるマナーやモラルを守るなどの環境づくりが課題です。

## インターネットに関する人権問題で特に問題があることについて

今回調査  
回答者数 = 1,333



## 方向性

### ア 個人情報

個人情報を適正に取り扱うなど個人の権利利益の侵害の防止を図ります。

個人情報保護の体制強化とともに、プロバイダー責任制限法、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ります。

### イ インターネットによる人権侵害に対する取り組み

インターネットによる人権侵害に対しては、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会のインターネットステーションの活動を通じて、インターネット掲示板上の差別書き込みに対してより効果的な取り組みの推進に努めます。

市のホームページや広報紙等を有効に活用し、法務省や警察庁等の相談窓口や相談機関の紹介等の周知に努めます。また、各種啓発事業を通じて、インターネット使用におけるマナー、モラルやリスク等についての啓発を行います。

教育面では、未然防止としてインターネット上のいじめを「しない」、「させない」、「許さない」といった態度を身につけさせるよう努めます。また、パソコンやスマートフォンなどインターネットの利用におけるいじめをなくすため、マナーやモラルを守るなどの啓発活動を家庭・学校・地域と連携しながら推進します。

早期発見、早期対応をするためには、積極的に児童・生徒の変化を捉える体制づくりに努め、早い段階から関わりを持ち、積極的に認知するよう努めます。

また、家庭との連携を図り学校や関係機関と協力して対応していけるよう平素から関係機関の担当者と情報共有し、協働体制を構築していくよう努めます。

#### 【主な施策】

事業名	内容
個人情報保護制度の運用	生駒市個人情報保護条例に基づき、本市における個人情報の取扱いを適正に行うとともに、市が保有する個人情報について自己情報の開示、訂正等の請求権を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止を図る。
「インターネットステーション」への参加	「インターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」に参加し、インターネット上での啓発活動に取り組み、頻発するインターネット上での差別事件、特に掲示板への差別書き込みに対応する。

#### 【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
情報発信者が特定されないため、無責任な発言を行うこと(%)	44.1 (2018(平成30)年度)	22.0 (2028(新元号10)年度)

## 9 LGBTなどの性的少数者

### 現状と課題

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性自認及び、同性愛等の性的指向を理由とする偏見・差別を受けている人は、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、さまざまな問題が発生しています。

人権に関する市民意識調査によると、「性同一性障がい者に関する問題」に関心がある人の割合が 25.3%、身近にある人の割合が 6.2%と前回調査に比べ、それぞれ 16.6 ポイント、4.6 ポイント増加しており、性同一性障がい者に関する問題についての関心が高くなっています。

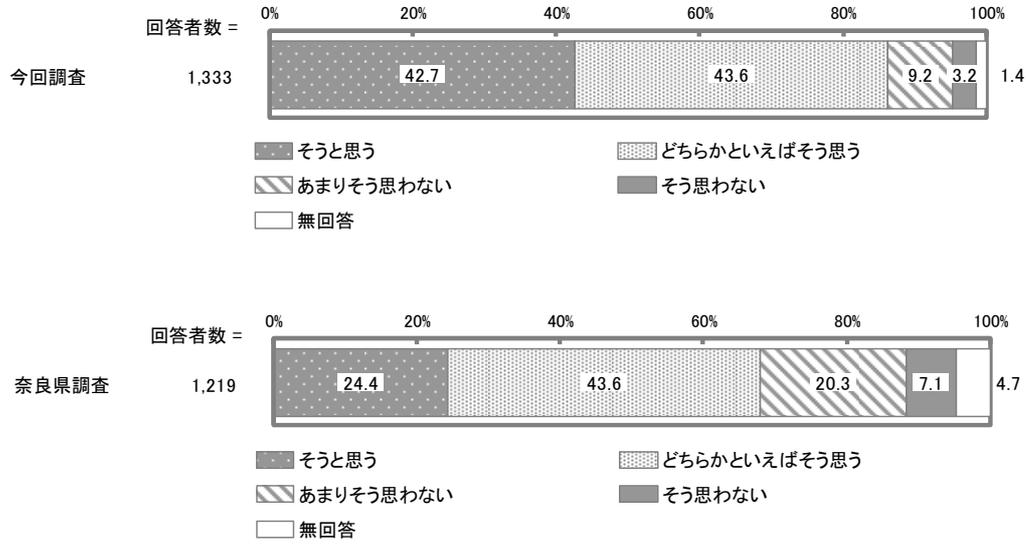
また、「性的指向（異性愛、同性愛、両性愛など）に関する問題」に関心がある人の割合が 23.6%、身近にある人の割合が 5.3%と前回調査に比べ、それぞれ 16.9 ポイント、4.2 ポイント増加しており、性的指向（異性愛、同性愛、両性愛など）に関する問題についての関心も高くなっています。

また、「さまざまな性に関する人権について（性同一性障がい者、同性愛者など）」特に理解を深めたい人が 9.6%と前回調査に比べ 3.5 ポイント増加しています。

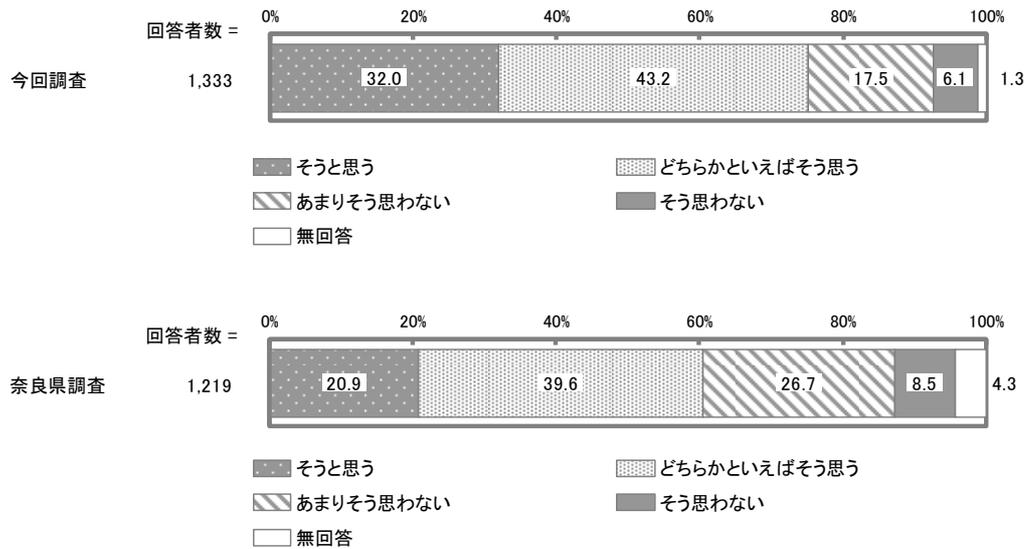
さらに「自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる必要がある」の割合が 86.3%、「同性のカップルにも夫婦と同じ権利を認める必要がある」の割合が 75.2%、といずれも県平均より高くなっており、性的少数者（マイノリティ）に対する理解は進んでいる傾向にあります。

このため性的少数者に対する理解を深めるための人権教育及び人権啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが課題です。また、LGBTなどの性的少数者への社会的な関心が高まっており、この問題に関する正しい理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。

## 子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる必要があるかについて



## 同性のカップルにも夫婦と同じ権利を認める必要があるかについて



## 方向性

誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会が望まれています。

LGBTなどの性的少数者が置かれている状況の把握に努め、その対応のための仕組みづくりの検討を進めます。また、多様な性のあり方を理解するための講演会やイベントの開催、啓発資料の配布等により市民や企業等への啓発に取り組みます。

さらに、当事者が安心して相談できる体制づくりや、必要に応じて医療機関や民間団体など関係機関と連携を取れる仕組みづくりを進めます。

LGBTなどの性的少数者に対する偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消するとともに、正しい理解を深めるための人権教育及び啓発活動を推進します。

また、社会的な存在として、家族として尊重し認める「同性パートナーシップ制度」について、検討を行います。

学校においては、教職員への研修等により性的マイノリティについての理解を深め、悩みや不安を抱える児童・生徒に対する相談・支援体制を充実します。また、日頃から多様性を尊重する心を育む人権教育を推進します。

### 【主な施策】

事業名	内容
人権教育講座「山びこ」	学校・地域・家庭など、日常生活のあらゆる場で人権教育に対する関心を高め、住みよい社会の実現、人権教育の推進を進めていく力を付け、よきリーダーとなっていただく指導者の育成をめざします。

### 【取組目標】

指標項目	現状値	目標値 (目標年度)
同性パートナーシップ制度の制定	未制定 (2018(平成30)年度)	制定 (2028(新元号10)年度)
職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること(%)	32.0 (2018(平成30)年度)	16.0 (2028(新元号10)年度)
差別的な言動をされること(%)	32.0 (2018(平成30)年度)	16.0 (2028(新元号10)年度)

## 10 さまざまな人権問題

### 現状と課題

多様化・複雑化する現代社会において、これまでに掲げた課題ごとの人権問題の他にも、固有の言語や伝統など独自の豊かな文化を持つアイヌの人々、刑を終えて出所した人々とその家族、ホームレスの状態にある人々などに対する人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災をはじめとする災害に伴う人権問題など、様々な人権問題が存在します。

人権に関する市民意識調査によると、「非正規雇用など雇用形態の問題」に関心のある人の割合が44.1%、「ワーキング・プアの問題」に関心のある人の割合が43.2%、「生活保護に関する問題」に関心のある人の割合が42.5%、「刑を終えて出所した人とその家族に関する問題」に関心のある人の割合が29.1%、「犯罪被害者とその家族に関する問題」に関心のある人の割合が34.9%、「北朝鮮当局による拉致問題」に関心のある人の割合が49.4%と前回より関心のある割合が増加しています。

また、東日本大震災や福島第1原子力発電所事故に関する人権問題は「避難先で差別的な言動をされること」の割合が49.8%と最も高く、「生まれ育った土地での生活再建が難しいこと」の割合が49.4%、「被災地に関する風評被害があること」の割合が48.8%となっています。

これらの人権問題や、社会環境の変化等により新たに生じる人権問題に対して、一人ひとりの人権が尊重されるよう、あらゆる機会を通じて、人権教育及び人権啓発の推進を図り、問題の解決に努めることが求められます。

### 方向性

- ・さまざまな人権課題への対応には、一人ひとりの人権が尊重されるよう、あらゆる機会を通じて、人権教育及び啓発に努めます。

### 【主な施策】

事業名	内容
保護司会との連携	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築く。
人権教育講座「山びこ」	学校・地域・家庭など、日常生活のあらゆる場で人権教育に対する関心を高め、住みよい社会の実現に向け、人権教育を推進する力を付け、よきリーダーとなっていただく指導者の育成をめざします。



## 第4章

# 基本計画の推進

### 1 推進体制

本基本計画の趣旨を十分に踏まえ、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「生駒市人権教育及び人権啓発推進本部」を中心とした関係部局の緊密な連携のもとに全庁的に本基本計画の具体的推進に努めます。

### 2 関係機関・団体との連携

人権教育・啓発活動や人権に関する相談など、人権施策が広範な取り組みとして展開できるよう、国、県をはじめ地域組織、NPO、ボランティア団体、民間団体、事業所等との密接な連携を図ります。

また、本基本計画の趣旨を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、本基本計画の趣旨が広く市民に浸透するようさまざまな機会を捉えてその周知を行います。

### 3 フォローアップ

本基本計画を具体的に推進し、その推進状況をフォローアップしていくため、本基本計画に基づく事業実施状況等を生駒市人権施策審議会に報告するとともに、幅広く市民の意見を反映させるためさまざまな人権に関する情報と意見の収集に努めます。

## 1 基本的な考え方

### ○基本計画策定の趣旨と背景

生駒市では、「生駒市人権擁護に関する条例」に基づき、2001（平成 13）年に「人権教育のための国連 10 年」生駒市行動計画を策定し、2005（平成 17）年には「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定し、市民、事業者、行政が一体となって推進してきました。

また、2016（平成 28）年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のいわゆる人権三法が施行され、人権に関する取り組みが一層重要となっています。

生駒市人権施策に関する基本計画（第 2 次）は、旧計画の生駒市人権に関する基本計画の成果と課題を基に、人権に関する国際社会の動きや国・県の動向も踏まえ、豊かな人権文化の創造という「人権教育のための国連 10 年」生駒市行動計画の理念を引継ぎ、より一層推進するため、人権施策の基本指針として策定するものです。

### ○計画期間

生駒市人権施策に関する基本計画（第 2 次）の計画期間は、2019（平成 31）年度を初年度として、10 年後の 2028（新年号 10）年度を目標年度とします。

ただし、計画策定後、社会経済情勢の変化に応じて計画を見直し、更新します。

### ○計画の基本理念

生駒市人権施策に関する基本計画では、旧計画の基本的な考え方を踏襲し、「地域共生社会」の考え方をふまえ、誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合う人権尊重のまちをめざします。

## 基本理念

多様性を認め合い、つながり、

個人が尊重される共生社会の実現 豊かな人権文化の創造

## 2 人権施策の推進方向

- 人権教育・啓発の推進
  - ・ 人権教育の推進
  - ・ 人権啓発の推進
  - ・ 市職員等に対する研修
- 相談・支援の充実
- ボランティア活動への支援

※ 各項目の現状と課題、方向性、主な施策、取組目標を掲げています。

## 3 分野別人権施策の推進

- 女性
- 子ども
- 高齢者
- 障がい者
- 同和問題
- 在日外国人
- 犯罪被害者とその家族
- インターネット等による人権侵害
- L G B Tなどの性的少数者
- さまざまな人権問題

※ 各分野別の現状と課題、方向性、主な施策、取組目標を掲げています。

## 4 基本計画の推進

- 推進体制  
「生駒市人権教育及び人権啓発推進本部」を中心とした関係部局の緊密な連携のもとに全庁的に本基本計画の具体的推進に努めます。
- 関係機関・団体との連携  
人権教育・啓発活動や人権に関する相談など、国、県をはじめ地域組織、NPO、ボランティア団体、民間団体、事業所等との密接な連携を図るとともに、本基本計画の趣旨が広く市民に浸透するようさまざまな機会を捉えてその周知を行います。
- フォローアップ  
計画の進行管理は、生駒市人権擁護に関する条例に基づき設置されている人権施策審議会に本基本計画に基づく事業実施状況等を報告するとともに、さまざまな人権に関する情報等の収集に努めます。